

○ 開 議

◎議長（大場芳博君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

◎一ノ瀬裕子君（拍手） 登壇。皆様おはようございます。本日トップバッターで質問をさせていただきます一ノ瀬裕子でございます。

皆様、すがすがしい思いで朝をお迎えのことと思います。私、最近、うれしい体験がございまして、すがすがしい気持ちになりました。

ある日、女性が三人やってこられてまして、佐賀にはない、型だけの空手の大会をしたいというふうにおっしゃいました。空手に対する思い、また、子供たちに対する思い、地域の未来を思う気持ち、いずれもがすばらしくて、そして、企画書も見事にまとまっております。うれしいことに佐賀県にはさが未来アシスト補助金というものがございまして、初回の大会だけは補助をしてくださるということで、先日の十一月十七日、見事に第一回目のKIKKOUROKU大会としてその大会が実りました。県内外から三百人も選手が押し寄せるすばらしい大きな大会となりました。その会場に身を置いて私は、やっぱり人の思いは宝だなどということをつくづくと思えました。人の思いが宝、これをどうやっていこう、どうしていこう、そうした思い、そして、また実際に人が動いていく。人の思いが宝であり、人が宝である。それが実に発現されたのが「SAGA2024」ではなかったかなというふうにしみじみと思つたところです。

では、一問目に入ります。健康施策のさらなる推進についてです。

「すべての人に、スポーツのチカラを。」、「SAGA2024」国スポ・全障スポは、スポーツの本質的な価値を追求した新しい大会として、三十八日間にわたる祭典に幕を下ろしました。開会式での手拍子の一体感、ナイトゲームの盛り上がり、間近で見るトップアスリートのまなざしの強さ、オーラ感、そして、プレーの迫力、メダルや特産品、そして、MVPの発表に沸く表彰式、全国から集まった各都道府県の選手団を映像で振り返った閉会式、その心遣いや音と光の演出、運営スタッフ、ボランティアの皆さんの心配りは言うまでもなく、本当にすばらしい大会でした。全ての関係者の皆様に心から御礼を申し上げます。本当にお疲れさまでございました。たくさん感動をありがとうございました。

「する」、「観る」、「支える」、スポーツに関わる全ての人が主役となった大会は、県民にスポーツの力を実感させ、関心を高める契機となりました。スポーツ基本法にうたわれているように、スポーツは心身の健康を保持増進し、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に欠かせない要素です。特に困難を乗り越えながら、自らの能力をそれぞれのライフステージで発揮する力、ライフパフォーマンスを向上させて、生活の質を高め、心身両面の健康づくりに寄与するとされています。

佐賀県の健康施策の一つ、「歩こう。佐賀県。」は、まさにスポーツを通じた健康の保持増進を図るものです。歩くことは全ての土台で、心肺機能や筋力を高め、血液の循環にも効果があり、糖尿病予備群の割合、また、骨折率が高い佐賀県にとってはとても理にかなった施策です。

「SAGATOCO」のダウンロード数は着実に伸び、現在十二万を超えているのもすばらしく、バルーンナーズや久光スプリングスの試合に

おいても、駅からアリーナまで県民が歩く姿が見られるようになりました。今や県民が歩くことをいとわず、むしろ楽しむ風潮へと意識が好転しているのを感じておりますが、それはまさにこの施策の成果だと言えます。

ここから歩くをさらに広げ、「SAGATOCO」第二ステージが始まれば、さらに県民が健康になるとの思いで提案をさせていただきたいのが、スポーツ庁が提唱するコンディショニングを取り入れるということです。コンディショニングとは、体のゆがみや可動域の狭まりを改善し、運動のパフォーマンスを上げる手法です。

例えば、一例を挙げますと、長年パソコンを使うデスクワークで座りつ放しの場合、猫背になったり、肩こりや腰痛があったり、足も上げづらくなっていたりしますが、コンディショニングで縮こまった胸や肩の筋肉をストレッチでほぐしたり、弱くなった腹筋や背筋を鍛えたり、股関節の可動域を広げるトレーニングを行うと体が軽く感じられ、いい姿勢になり、ぎこちなかった歩き方も楽に歩けるようになります。つまり、姿勢や使い方など自分の体の癖を取り、バランスを整えるのが運動面でのコンディショニングで、歩く効果を高め、より快適に、また、歩いても痛くならない体になり、年齢という意味でも、距離という意味でも長く歩き続けられるようになります。

このコンディショニングは、東京オリパラを経て、トップアスリートの手法を住民の健康増進に生かそうと始まったもので、北海道東川町で顕著な成果を上げています。旭川市のお隣、東川町は人口八千五百人の小さな町で、保健福祉課ライフパフォーマンス室を設置し、指導のノウハウを持つトレーナーを職員として受け入れて取り組んでいます。月五

十回ほど開かれるコンディショニング教室には町民の参加率も高く、介入前後で比べますと、身体機能、腰痛、ロコモ度のいずれもが改善し、さらに精神的健康度も増えています。医療費は、どの自治体も毎年伸びるばかりですが、東川町では逆に削減されています。そして、何より膝の痛みで引き籠もっていた妻が歩けるようになり、自分も股関節痛が消えた、とにかく体が楽になったなど喜びの声が聞かれています。一般に運動が続く要因はペイン・アンド・プレジャー、痛みと喜びと言われていますが、痛みから解放され、効果が実感できるからモチベーションが保たれ、運動が続くという好循環も生み出しています。

皆さんもこんなことはないでしょうか。車でバックをしようとしたとき、振り向きたくても振り向きづらい。何とか横目でちらり。そんなことございませんでしょうか。それが滑るように楽に体をねじれるようになる。また、体が痛くて腕が上がりづらい。それがすっと腕が上がって、上の物が取りやすい。また、何もないところで何だかつまずきやすくなって、転びそうになった。歩くスピードが遅くなった。それがすたすた歩けるようになればうれいですよね。こうしたことはコンディショニングがもたらす効果で、喜びは生活の質を上げるだけでなく、生活の中に喜びをつくり出していく。まさに健康づくりは人の幸せづくりなんだということを示しています。

まだ「SAGATOCO」をダウンロードしていない人は、もしかすると歩くと膝が痛くなるからと敬遠している人なのかもしれません。そうした人々にもアプローチできるのがこのコンディショニングなのです。佐賀県においてもコンディショニングを取り入れ、身体機能が改善していく健康施策を取り入れれば、その効果はいろんな面に波及していくと

思われます。この九年間でおよそ四百億円増加した佐賀県の医療費の削減や、例えば、今後働く人の年齢は上がっていきませんが、工場などでの労働生産性を上げられるばかりか、転倒など労災件数の抑制にもつながります。メンタルにもよい影響を与えるため、産後鬱にも効果があるとされています。四、五十代の運動不足は問題ですが、その解消になるばかりか、企業が取り入れれば、不調を抱え出社するという人の数が減り、生産性が上がります。健康経営の促進となります。

また、東川町の取組にトレーナーとして参加したアスリート経験者のように、アスリートたちにセカンドキャリアとして活躍する場を提供することにもつながっていきます。国スポ・全障スポでアスリートたちのパフォーマンスに感動した県民の一人一人が、今度は自分の人生という競技を存分に楽しみ、自分のライフパフォーマンスを上げられるようにするためにコンディショニングの考えを取り入れ、ここからさらに一歩踏み出した健康づくりを創造してほしいと願っています。

佐賀県の健康施策のさらなる展開について知事の考えをお伺いいたします。

続いて二問目は、「さがすたいる」の推進についてです。

「SAGA2024」全国障害者スポーツ大会では、開閉会式や各競技会場において車椅子の方や介助者の方、盲導犬を連れた方、白杖を持った方、手話で会話をされている方など、多様な多くの人々が一堂に会するシーンを多く目にしました。その中で道を譲り合い、お先にどうぞと声をかけ合う場面や自然な優しさがあちこちで見られ、それはまさに「さがすたいる」を体現する空間となっていました。せかせかと急ぐことの多い日々とは違って、多様な人々が優しさの中で自分らしくいる、

その中に身を置く居心地のよさ、温かさは言葉では言い尽くせないものがありました。

県では、佐賀らしい優しさの形「さがすたいる」の思いを広めるため、平成三十年度から取り組まれていて、障害を持つ方が学校に向いて行われている出前講座などを私も見させていただいたことがあります。足かけ七年にわたる関係者の皆さんの地道な積み重ね、また、県の各種施策に横軸を通して展開してこられた広がり、全障スポにおいて体現されたことは、「さがすたいる」の歩みの一つのハイライトのように感じ、あちこちで見られる光景に胸が熱くなりました。これまでの取組の成果だと高く評価するとともに、年齢、性別、国籍、障害の有無、子育て・妊娠中、また、けがをしている、病気をしているなど、個性、特性、状況のいろんな思いを持った人々が自然に支え合い、心地よく過ごせるという世界観を追求していくことの価値を改めて感じたところです。

一方で、全障スポという非日常の空間だけでなく、もっと日常の中で「さがすたいる」が根づいたインクルーシブな社会となるには道半ばなのだと感じました。

私はこれまでも時に一般質問で取り上げ、「さがすたいる」という光がもつともっと佐賀を照らしてほしいと願ってきたわけですが、佐賀県広報認知度調査の結果を見ますと、「さがすたいる」についての認知度はおよそ三割程度で推移をしております。「子育てし大県」さがすたいる、「歩こう。佐賀県。」などに比べると少し分かりにくく、時に佐賀らしいデザインの話かと思つたと言われるのもどかしい限りです。この先どうすれば認知度が向上し、この取組が広がっていくのでしょうか。

ほかの自治体には見られない、人の気持ちに響く施策を打ち、北欧のように、幸福度や暮らしやすさを上げていく政策は山口県政の大きな特徴だと捉えています。その中でも「さがすたいる」は、佐賀県が、日本、また、世界の中でも幸福度の高いインクルーシブな世の中となるために、国スポ・全障スポの炬火のように、もっと高く掲げるべきものだと思います。

そこで、全障スポで育まれた優しさの文化をレガシーとして残り、「さがすたいる」の理念を一層広めていくため、「さがすたいる」を条例として形にはいかげでしょうか。もちろん条例などで規定をせずに、ムーブメント的に広めていくことこそ、この取組の核であるということとは重々承知しておりますが、明文化することで、県内外への発信力が格段に高まるのではないのでしょうか。

例えば、会合で「佐賀県日本酒で乾杯を推進する条例」を乾杯の折りに紹介をいたしますと、ぱっと皆の関心が集まります。驚かれたり、感心をされたり、笑顔が生まれたりする中で、県内外の方に佐賀県は日本酒を大事にしている県なんだという理解が進みます。

もし「さがすたいる」条例があれば、大会や会合、イベントなどで、「皆様、佐賀県には誰もが心地よく過ごせるよう『さがすたいる』条例がございます、これからのお時間、皆様お一人お一人の少しずつの優しさで誰もが心地よく過ごせますよう御協力をお願いします」などと紹介することで認知度が上がり、この佐賀県の中に心地よい空間、時間が増えていくことでしょう。

この条例は罰則などを伴うものではなく、旗を立てるための理念条例です。関係者のここまでの思い、絆、歩みで、ここまでの県民の意識の

成熟があるからこそできることなのです。

そこで、知事にお伺いいたします。

今後、「さがすたいる」の思いを広げ、みんなが心地よく過ごせるためにどのように取り組んでいかれるのか、条例制定も含め、知事のお考えをお聞かせください。

続いて三問目、フェムケアの取組についてです。

私は以前から若年女性の都市部への流出に問題意識を持っておりまして、令和五年六月定例県議会におきましてもこの課題を取り上げました。データを見ますと、二〇二一年、二〇二二年の二年間、女性の県外流出が男性よりも多いことが続きました。この問題は佐賀県だけではなく、最近の報道ではこの十年間で三十三の道府県で男性より女性のほうが多く県外へ流出しており、中には男性の二倍の数の女性が地元から去っているという実態が伝えられました。

佐賀県のここ十年の状況ですが、グラフにまとめました。御覧ください。（パネルを示す）こちらが転出者、こちらが転入者の数です。うれしいことに女性の転入者がぐんと伸びております。男性一三・二％に対して、女性が三〇・三％と大きな伸びを示していますが、転出者の伸びというのもやはり大きくて、男性が五・三％であるのに対して、女性は一七・五％の増ということで、女性の転出増加率は男性の三倍以上に上っています。転入が増えているのですから、あとは女性が地元を離れる理由に対策を講じることが県内定住促進の鍵を握っているということができます。

女性が地方から去り戻ってこない理由は様々ですが、アンケート調査の結果などを見ますと、居住費などの経済面、また、食べ物や自然環境

などの暮らしの面、子育て環境、また親との近居など、地方に魅力を感じているものの、働きたい職場に乏しいと感じられていることが挙げられます。私は、働きたい女性が思うように働くことができ、行く行くは意思決定層に入るなど、まだまだ伸び代のある地方でこそどんどん活躍してもらいたいとの思いを持っており、その実現のためには女性が働きたいと思える魅力的な職場環境を整備することが不可欠だと考えています。

このような中、十一月補正予算案で県がフェムテックやフェムケアに着目した取組を打ち出されたことを大変うれしく思いました。正直申し上げますと、うれしいというよりも、今議会で御提案しようと思気込んでおりましたので、先を越された悔しさといえますか、実際のところ、そんな気持ちも少々ありました。でも、やはり補正を組んでまでも他県よりも早く取組もうとの姿勢を高く評価しております。

先日、厚生労働省は令和七年の通常国会に提出を目指す女性活躍推進法改正案におきまして、常時雇用する労働者が百人以上いる企業に対し、一般事業主行動計画の中に女性の健康課題への取組を盛り込むよう促す方針であることを発表しました。

県では、フェムケアという言葉が女性特有の健康課題に関する取組という意味で用いていると伺いましたが、こうした国の動きは、企業が女性の健康課題に取り組むことを強く促すものであり、国より一足早く佐賀県がフェムケアに取り組むことは、県内企業が女性が働きやすい職場環境を整備することを県が後押しするものになると大いに期待をします。

とはいえ、この頃、もう一定取組んでいるつもりという企業や経営

者のお声、また女性ばかり優遇されるというムードが男性陣に少なからずあることも感じています。だからこそ、フェムケアやフェムテックを活用することは、女性自身が不調をコントロールして、同じ給料をもたらしているのだから、常にベストパフォーマンスを出していこうと女性の意識を高めることにもつながるものであり、ひいては企業の成長につながるものであるとの文脈で、正しい理解を広めていくことが大切であろうと感じています。

常にベストパフォーマンスをと申しましたが、実は女性は一月の間でホルモンの関係でベストパフォーマンスを出せるのが一週間だけというふうに言われています。ですので、不調をいかにコントロールして、常にベストパフォーマンスを出していくかということは非常に大きな課題となっているところです。

最近では、昨日の中本議員の質問にもあったように、男性の更年期障害も注目されていますが、男女を問わず、社員が健康に働けるための健康経営は企業の重要な先行投資です。その足がかりとなるべくフェムケアの取組を、ぜひ県から積極的に進めていただきたいと思います。

そこで、次の点について伺います。

一点目、知事の思いについてであります。

フェムケアに取り組むこととした思いをお聞かせください。

二点目、企業に対する取組についてであります。

企業に対してどのように広めていくのか、男女参画・こども局長にお尋ねをいたします。

そして三点目、県庁内における取組についてであります。

県庁においても佐賀県内の一つの事業所として、また女性の意思決定

過程への参画が一定進んだ組織として、ほかの民間企業のモデルになるように、女性特有の健康課題解決に向けて積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

意思決定層に入ると、例えば、議会での答弁ですとか各種決断があり、これまでにないプレッシャーやストレス、葛藤を抱える場面があります。そんな中でも、女性職員が生き生きと働き続けることができる職場環境を整備していただきたいと考えておりますが、県庁ではどのように取り組んでいくのか、総務部長にお尋ねをいたします。

続いて四問目は、会計年度任用職員の任用上限についてです。

平成二十九年五月に地方公務員法及び地方自治法が改正されまして、令和二年四月から会計年度任用職員制度が開始されました。この法改正は、全国の自治体において臨時職員、あるいは嘱託職員の職員数が増加をし、様々な行政分野で重要な担い手となっていることから、ボーナスの支給や休暇制度の利用など、適正な任用や勤務条件を確保することを目的として行われたものと理解をしております。

会計年度任用職員とは、四月一日から翌三月三十一日までの一会計年度以内で勤務する非常勤の地方公務員で、佐賀県庁においても多くの会計年度任用職員の方が様々な職場で県政を支えてくださっています。コロナ禍でも多くの方が会計年度任用職員としてその業務に当たり、円滑な業務運営に貢献していただいたと認識をしております。

さて、佐賀県庁では、同じ方を同じ所属で翌年度も引き続き任用する、いわゆる再度の任用をする場合には、原則として同一所属で三年を超えないこととのルールで運用されていると聞いております。この運用は、国の非常勤職員である期間業務職員の採用ルールの公募によらない採用

は原則二回を限度とするよう努めるとの人事院通知を参考に佐賀県において定められたものであり、ほかの自治体でもおおむね同様の取り扱いがなされています。

ところが、近年の人材獲得競争の激化を背景に、非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとして、今年六月に人事院がこの通知を改正し、公募なしで採用できる回数制限を撤廃したことから、現在、各自治体が自らのルールを見直すかどうか検討している状況だと伺っております。

佐賀県でも人材不足の問題は例外ではなく、県庁として優秀な人材を安定的に確保することの重要性は増しており、また会計年度任用職員として現在の職場で今後も活躍したいと考える人にとっては任用上限の見直しは朗報だと言えます。

一方で、同じ人があまりにも長く同じ職場に続けることは、不正の防止や新鮮さや刺激が減って、職場に対するモチベーションが低下してしまうマンネリ化の予防という観点からも課題があるところで、本来、人事交流によって活性化されるべき職場内の雰囲気や硬直化してしまうことも危惧されることです。

また、県庁が人材を囲い込み過ぎることで民間企業に人材が行き渡らないということも懸念されるところであり、メリット、デメリットをしっかりと見極めて対応することが重要だと考えています。

そこで、次の点について伺います。

一点目、会計年度任用職員の現状についてであります。

佐賀県庁の職員に占める会計年度任用職員の割合は現在どの程度か。また、どのような人がどのような業務に従事し、運用のルールはどうなっているのかお尋ねをいたします。

二点目は、再度の任用の上限見直しの検討についてであります。

人事院の取り扱いが改正されたことを受け、佐賀県としてはどのように対応しようと考えているのか、以上二点を総務部長にお伺いいたします。

それでは、最後の項目となりますD V加害者への対応についてです。

先日、母子生活支援施設を訪問させていただく機会がございました、他県で措置をされ、佐賀県に逃げてこられたD V被害者のお母さんと子供、母子の生活を目の当たりにいたしました。

加害者から逃れて安心できる環境ではあるものの、見知らぬ土地で食事の支度など全ての家事、また保育園の送り迎え、入浴などの子供の世話一切を一人でしなければならず、ある人はやつと首が据わったような乳飲み子を抱え、上の子の保育園の送りと小学校への送り出しに追われるなど、お子さんの年齢、お子さんの人数は様々ですが、皆さん一様にワンオペ育児で大変な思いをされていました。

佐賀県においても、令和五年度に四組の母子生活支援施設への措置を含む八世帯が、またここ五年では多い年で母子を含む八世帯が県外への転出を余儀なくされていると聞いており、どのように過ごしていらっしやるかと思うと胸が痛くなります。

令和四年五月に公布、令和六年四月一日から施行された新法、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」にも、一時保護で同伴する児童の学習に関する支援が定められていますが、子供にとっては慣れ親しんだ家や保育園や学校を移らなければならないことは大きな負担です。特に発達に関する問題がある場合には、その影響も心配をされる場所です。

また、児童福祉法においては、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と自治体の責務が明確に定められております。D V被害者の安全・安心とともに、この児童福祉法に定められている子供の健やかな育ちのためにも、被害者が県外に逃げるといふ選択をすることなく、住み慣れた環境で安心して暮らし続けることができるよう、加害者へのアプローチが必要だとの思いを強くしたところです。

この認識は国も示しており、これまで行政のD V対策は加害者と被害者を引き離す施策が中心でしたが、近年は再発防止の観点から、加害者対応の必要性が指摘をされており、昨年、国が策定したD V対策に関する基本方針では、加害者の更生支援の推進が盛り込まれています。

加害者の特徴として、多くの人が全く自覚がないままにD Vをしていることが挙げられます。

例えば、ビジネスを始めた配偶者を応援する気持ちで勝手にノルマを決め、叱咤激励のつもりで、どうしてやらないんだと責め立て、命令に従わせるなどのケースがあります。暴力には、殴る、蹴るなどの身体的なもの、大声で怒鳴る、脅すなどの精神的なもの、メールをチェックしたり外出を制限するなどの社会的なもの、また、生活費を渡さない、外で働くことを許さないという経済的なものなど、いろいろありますが、いずれもその目的は配偶者を支配し服従させることで、本人にとっては応援やしつけのつもりが支配と服従というD Vの構造に無自覚に陥っている場合があります。

あるいは、加害者が暴力を振るう理由に、育った家庭に暴力があったという成育歴との関連が内閣府などの調査で示されており、D Vの連鎖

を防ぐためにも何かしら加害者に対して手を打つ必要があると言えます。また、内閣府が今年六月に公表した報告書によりますと、DV加害者からDVを止める方法や加害者プログラムに関する相談が増えており、自覚をしたら自ら更生をしたいと思う人が少なからずいることが示されています。

実際に加害者が更生プログラムを受講することにより、破綻していた夫婦関係を修復し、以前よりも良好な関係を築くことができた事例についても聞き及んでおり、更生できる可能性が示されています。

そうしたことから、無自覚な加害者に気づきを与え、変容を後押し、更生を助けることはDV問題の恒常的な解決となり、DV被害者の支援にもつながるものと考えます。

そこで、次の点について伺います。

一点目は、DV対策の現状についてです。

これまでどのように取り組んでこられたのでしょうか。

二点目は、今後の取組についてです。

加害者に自分の行為がDVであることを気づかせ、更生の機会を提供することも重要であると考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、以上二点を男女参画・こども局長にお伺いいたします。

質問は以上の五問です。答弁をよろしくお願いいたします。（拍手）

◎山口知事 登壇 Ⅱ 皆さんおはようございます。一ノ瀬裕子議員の御質問にお答えします。

まず、コンディショニングなど、健康施策のさらなる推進についてお答えします。

私は十年前に佐賀に移住してから、人間ドックの数字の悪化が進みま

した。健康づくりが大切なのは分かっておりましたが、何をやっても長続きしません。

そこで、ルームランナーで歩き、その距離を記帳し、時刻表から駅表示した紙の上で、バーチャルで東京から佐賀に向かって旅するようにしました。そのスタートは二〇一八年の七月でございましたが、今も続いております。昨日までで八千五百八十キロ歩きました。ちょうど日本を一周したところでございます。

こうやって六年半も続いたのは、モチベーションを維持、続けてきたからだと思えます。そして、車社会の佐賀県だからこそ、佐賀県の健康づくりは歩くことがその原点と考えています。歩くことは誰もが気軽に取り組める健康づくりであります。そして、それをいかに楽しく続けられるか、習慣化できるかが鍵になります。

そうした経験から、県民の皆さんの歩くモチベーションを高められなにか、楽しみながら続けていただけないかという思いでつくられたのが「SAGATOCO」でございます。「SAGATOCO」は、バーチャルウォーキングですとか、スタンプラリーですとか、少しでも楽しく続けられるような工夫をしております。

そして、佐賀県は糖尿病とその予備群の割合、そして、骨折患者数が全国ワーストクラスです。歩くことは糖尿病などの生活習慣病や骨折の予防にもつながります。佐賀県民が老後まで佐賀生活を楽しむために歩くことはとても大切なんだと思います。

今後とも、歩くことの大切さを県民の方々に広く伝えていきたいと思

います。そして、「SAGATOCO2024」で佐賀県民にとって、スポーツや体を

動かすことがさらに身近になったと思います。一ノ瀬議員から御紹介いただきましたコンデイションングも興味深く感じました。このコンデイションングとウォーキングを組み合わせるというのもありかなというふうにも感じました。

佐賀県民それぞれが、自分の置かれた環境に応じた健康づくりをしていただきたいと考えます。

具体的な取組については担当部長から答えさせます。

続きまして、「さがすたいる」の推進について、条例化を含めてどのように取り組んでいくのかとお尋ねがございました。

「さがすたいる」ですが、いろいろな個性を持った人たち、いろんな思いを持った人たちが一緒に暮らす中で、みんながお互いに認め合って自然に支え合っていく、そうした佐賀らしいやさしさのカタチを「さがすたいる」と呼んでいます。

この「さがすたいる」を広め、みんなが心地よく過ごせる佐賀県をつくっていききたい、この考え方が県民の中に浸透していけば、議員が言われたとおり、県民の幸福度を高めていくことにつながっていくと思っております。

これまで「さがすたいる」を普及させる取組を、工夫を重ねながら実施してまいりました。そして、「さがすたいる」の視点、思いを酌んだ事業が幾つも生まれてまいりました。

例えば、「さがすたいるフェス」、「みんなの森」、佐賀県パートナーシップ宣誓制度ですとか、「佐賀さいこうフェス」などなど、様々なところで工夫をしてまいりました。

十月の「SAGA2024」全障スポはいろんな皆さんが参加して、

選手もサガンティアも観戦者も本当に楽しそうでした。支える側も多く集まっていたいただいた大会だったと思います。温かく心地よい、まさに「さがすたいる」の大会になったと思います。そして、これは今後の「さがすたいる」の展開にも生きていくと感じています。

さて、議員からも御紹介ありましたが、今年度行った県の広報認知度調査ですが、例えば、「子育てし大県」の認知度は四三・九%でした。

歩くライフスタイルは五五・八%でした。「さがすたいる」は二九・七%と低い状況だなと思いましたが、「さがすたいる」という言葉からなかなか内容がイメージしにくいのかなと分析したりもしています。

議員からは、「さがすたいる」をもっと広めるために条例をつくってはどうかとの提案がありました。

例えば、今、「SAGAスポーツピラミッド構想推進条例」を検討しているわけですが、これは、「SAGA2024」を通して、「する」、「観る」、「支える」という考え方が広く県民の皆さんに共有されたので、これを機に「SAGA2024」のレガシーとなるように制定を行いたいと考えたわけです。

同様に、「さがすたいる」も、その思いがさらに県民に浸透していつて、自然な動きとしてしかるべきタイミングを見て「さがすたいる」条例という形につながっていくのも一つの考え方だというふうに思います。さらに検討を進めていきたいと思えます。

今後も、「さがすたいる」をさらに推進し、佐賀に暮らすいろんなみんながお互いに認め合い、自然に支え合う、優しさにあふれた佐賀をつくっていききたいと考えています。

なお、議員から全障スポのレガシーとしてとお話がありました。今検

討しているSSP条例の中に「さがすたいる」の考え方を入れるべく検討を進めたいと考えました。

続きまして、フェムケアの取組について私の思いについて答弁させていただきます。

女性が働きたいと思う働きやすい職場づくりを官民挙げて取り組むこと、極めて極めて大切だと思います。そういう職場、そして、そういう地域が佐賀県にあふれてくれば、非常に盛り上がっていくこと間違いなと思います。

このフェムケアに取り組もうと思ったきっかけですが、私がある記事を目にしたことです。生理痛を疑似体験できる機器というものがあって、ある企業ではその機器を男性社員のおなかに貼り付けて、痛みを体験させるという研修を実施しているという記事でした。生理痛を体験できる機器があるということに大変驚きまして、生理痛というものがどういうものかということについて女性職員と意見交換する機会を持ちました。

ちなみにフェムケアというのは、女性を意味するフィメールとケアを掛け合わせた造語です。女性の健康課題を様々な方法でケアする商品やサービスを指す言葉であります。

そして、その意見交換なんです、私も生理痛にきつい鈍痛があることは以前から知っておりましたが、女性職員と意見を重ねる中で、この生理痛には個人差があること、座ったり立ったりすることがつらいこともあること、つらいということを上司や周りには言いにくいことなどを知りました。

一方で、男性職員からは次のような声が上がりました。生理痛で仕事に支障が出ていることなど全く知りませんでした。女性職員の話を聞いて

ても、なかなかその痛みは想像できないということで、こういう生理痛について様々な議論をしてみたわけですが、生理について男女の意識にギャップがあることがはっきり分かったわけです。

これから生理痛を体験することをやっというと考えているわけですが、けれども、どのような反応や効果があるかどうか、これは未知数であります。ただ、生理痛に一人で悩む女性がいるわけですから、みんなで少しでも共感というところに結びついてきたら私はすばらしいと思っております。女性の健康課題への理解を深めるためのこの取組は緒に就いたばかりであります。いろいろと試行錯誤しながら、その展開方法についても模索していきたいと思いますので、県議会の皆さん方も様々な体験もそうですし、ぜひ御意見もお寄せいただきたいと思えます。男女を問わず、多くの共感にあふれ、互いを思いやれる優しい社会や職場づくりにつなげていくことができればよいものと考えております。

◎泉総務部長 登壇 Ⅱ 私からは、二問答弁させていただきます。

まず、フェムケアへの取組のうち、県庁内における取組についてお答えします。

県においては、これまでも意思決定の過程に女性ならではの視点が加わっていくことが県民サービスの質の向上など組織としてのアウトプットを高めることにつながるという認識の下、女性活躍の推進に意識的、積極的に取り組んできました。

こうした中であって、女性特有の健康課題に関しても、例えば、ライフステージによる女性の体や健康状態の変化などについてテーマとして取り上げながら、職員一人一人の健康維持やセルフケアへの意識向上を促す、あるいはみんなで健康課題への向き合い方などを学び、考える機

会にするとといった狙いの下、職員に対する健康づくりセミナーを継続して開催してきました。このほか、内科医や保健師などによる相談しやすい体制の整備にも取り組んでまいりました。

一方で、庁内で意見交換をする中では、生理や更年期症状等の具体的な痛みやつらさなどについて、まだまだ男性職員を含む周囲の理解が十分でなかったり、我慢しながら仕事をせざるを得ないといったケースがあると承知しています。

女性職員が働きやすい職場づくりをさらに前に進めていくためには、こうした痛みや悩みを伴う健康課題に寄り添えるよう、職員の間で共通認識を深めていくことがとても大切だと考えています。

そのため、まずは県庁職員がこうした健康課題をテーマに理解や議論を深める機会とする考えの下、来月一月から職員を対象としたワークショップ型の研修を実施すべく、現在その準備を進めています。

この研修では、生理痛特有の痛みを体感できる機器を用いて実際に体験する。また、それだけでなく、痛みやつらさなどから生じる様々な悩みへの向き合い方、寄り添い方についても深く学ぶことができるワークショップなどを通して、経験、体験を職員みんなで共有するような運営形態を目指しているところです。

今回の取組を女性の健康課題について考える契機としながら、それぞれの職員が他者の痛みや悩みに共感し、寄り添うことができる職場、男女ともに生き生きと活躍できる職場づくりを推進していきたいと考えております。

次に、会計年度任用職員に関する質問についてお答えします。
まず、その現状についてお答えします。

知事部局における会計年度任用職員は、制度が導入された令和二年度の八百九十二人以降、令和五年度の千八十人をピークとして、今年、令和六年四月一日時点では千二十四人となっています。新型コロナウイルス感染症への対応などにより増加した時期を経て、直近では少しずつ減少する傾向にあります。また、知事部局職員における会計年度任用職員の割合は二四・八％、全国的な傾向に近い水準にあります。なお、女性の比率ではおおむね四対六となっているほか、その内容としては、一般事務の補助業務や試験研究機関の現場補助作業などに従事いただいています。

また、会計年度任用職員は、制度上、一会計年度、つまり一年、または一年以内という区切られた期間での業務に基づく雇用形態となっています。このため、これまで本県を含む多くの自治体において、公募をしない再度の任用、つまり、雇用も可能としつつ、組織の新陳代謝を図ることや幅広い人材に門戸を広げる観点、いわゆる平等取り扱いの原則と申いますけれども、その観点などから同じ所属での雇用は原則として三年を超えないものとしております。しかしながら、本県では、安定的な人材確保の観点などを踏まえ、必要がある場合には、三年を超える期間にわたって公募によらない形で継続的な任用を可能とするなど、その柔軟な運用に努めています。

次に、再度の任用の上限見直しの検討についてお答えします。
先ほど申し上げましたとおり、会計年度任用職員の公募によらない再度の任用については、引き続き可能な限り現場の状況などに応じて柔軟に取り扱っていききたいと考えております。

例えば、現在、一部の福祉の分野など、特定の業務分野では安定的な

人材確保が課題となっているところもあり、こうしたいわゆる労働市場の状況に対応するためにも弾力的に運用していく必要があると考えています。一方で、公募によらず、継続的に任用を行うことについては、人材が固定化する、硬直化することで組織の新陳代謝を図る上での課題があることや、単一会計年度での雇用という原則が形骸化、つまり、仕事の内容にかかわらず、実質的に無期、長期的な雇用が前提となっていくという可能性もあるというふうには認識しています。

こうしたことから、全ての業務分野、全ての職において、一律に公募によらず継続的に任用を行うことについては現状課題があると思っておりますけれども、昨今の状況を踏まえ、職場の実情を踏まえながら、不断にその柔軟な運用などに心がけてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎井上健康福祉部長 登壇 Ⅱ 私からは、健康施策のさらなる推進について、その具体的な取組についてお答えをさせていただきます。

知事から答弁がありました。歩くことは、そのことで内臓脂肪を減少させ生活習慣病の改善に効果があると思っております。気軽に多くの人が参加できる歩くを基本に健康づくりに取り組んでいきたいと思っております。

健康づくりにおいては、そのことをより効果的なものとするために、医学的、科学的な視点が大切であり、先ほど一ノ瀬議員のほうからも詳細に御紹介をいただきましたけれども、体の調子をよりよい方向に整える手法でありますコンディショニング、これは北海道の東川町のほうでは肩こりや腰痛の解消、また、姿勢の改善などを目的として講座を行われたと聞いております。そうした中にも科学的な手法というか知見、そう

いったものが取り入れられていると思えます。そういった科学的な手法も大切なことだと思っております。

例えば、歩くことについても、ただ単に歩くということだけでなく、筋力に負荷をかける早歩きと負荷の少ないゆっくり歩きを交互に繰り返すことで、生活習慣病の改善、これに加えて筋力の強化や持久力の向上などの効果が高まるとされております。

そうした運動、体を動かすことが、体のどのような仕組みに作用するのか、また、そのことがどのような効果を及ぼすのか、そのことで、例えば、病気の予防ということに効果があるのか、そういったことを理解するというか、そういうことは大切なことと思えます。

県内においては嬉野市やみやき町のほうで企業と、また、大学と連携して運動機能の改善などに取り組まれている例もあります。また、県におきましても高齢者の方を対象といたしまして、運動機能、関節の可動域を広げることを目的として歩行分析や転倒予防などの知見を取り入れた運動プログラム、動画を作成したりもしております。

健康づくりは、年齢や体力、また、体の状況、また、何を目的とするかということによっても、その内容は変わってくると、様々だと思っております。対象の方によって、より高い効果を得るためには科学的な手法を取り入れることにより、その取り組む内容、メニューを考えていく必要もあると思えます。

一ノ瀬議員のほうからはコンディショニングを取り入れてはどうかという具体的な御提案もいただきました。そのことについては、まず、コンディショニングをしつかりと勉強させていただきたいと思えます。

佐賀県規模の八十万人規模の大きな佐賀県レベルと、東川町は一万人

弱、八千人ぐらいとお聞きしておりますけども、そういったところでの取組の違いでありますとか、また、そのモチベーション、そういったことをどう継続していくかということもあるかと思っております。様々な関係者の方とも意見交換を交えながら、そうした知見、また、手法を研究いたしましたして、佐賀県の健康づくりを進化させ、佐賀県らしい健康づくりに取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎種村男女参画・こども局長 登壇||私からは、二項目についてお答えをいたします。

まず、フェムケアの取組で企業に対してどのように広めていくのかというお尋ねでございました。

私も、この女性の健康課題を様々な方法で解決するフェムテックとかフェムケアとか、そういう製品、サービスがあることを知りまして周りの女性職員などと話をしてみました。そしたら、生理痛とか更年期症状による体の不調を上司とか周囲に言いにくいと、我慢しながら働く女性が多いということを聞きました。

こうしたことから、女性から言い出しにくい悩みを少しでも周囲の人に理解をしてもらい、女性には心身の負担をできるだけ軽くして生き生きと活躍してもらいたいというふうに考えました。そのために、生理痛などの女性の健康課題についてできるだけ多くの県内企業にも理解を深めてもらいたいと思っております。

そこで、今回、企業が女性の健康課題について気づき、知り、受け入れていただくきっかけとなるように、「フェムケアSAGA」というものの開催に係る予算を提案させていただいております。

この「フェムケアSAGA」では、女性の健康課題に気づいてもらうために、フェムテックを福利厚生に取り入れた企業等によるパネルディスカッションの開催とか、それから、女性の健康課題を解決するために女性の健康相談アプリなどのフェムテックやフェムケアサービスの紹介をする、それから、女性の健康課題を知ってもらうために男性も生理痛を体験できる機器を活用した生理痛体験ワークショップの実施、こういったものを一応予定しております。

女性の健康課題は言い出しづらく、男性もなかなか理解しづらいというテーマであるので、少しずつでも企業の中で理解が広がってほしいと思っております。

例えば、女性の活躍を積極的に推し進めている「女性の活躍推進佐賀県会議」に登録をされている企業をはじめ、県内企業の経営層とか管理層の方々を中心にお声かけをさせていただきまして、参加をしてもらいたいというふうに思っています。参加していただいた企業の中でロールモデルになる企業が出てまいりましたら、それを好事例として横展開をしていって、広く県内の企業に広がっていくということも期待をしております。

企業が女性の健康課題について理解を深め、女性の痛みにも共感し、寄り添うということは、女性を後押しするメッセージにもなりますし、働く女性のモチベーションの向上、いい仕事につながるということにもなると思います。それは企業にとっても大変意義があることだということふうに思っています。

女性の健康課題について、男女がお互いに理解しようとする気持ちは、企業の中で思いやりやそういった輪を広げていって、よりよい職場環境

の整備など企業の取組につながるように、そして、若年世代の女性に佐賀の企業で働きたいと思ってもらえるように、フェムケアの取組を進めていきたいというふうに思っています。

それから、次のDV加害者への対応についてでございます。

DV対策につきましては、今のところ、主に被害者の相談支援と若年層への予防教育を実施しております。

相談支援につきましては、配偶者暴力相談支援センターに指定しているアバンセと女性相談支援センター、この二カ所において被害者からの相談を受けまして、個々の状況に応じまして、例えば、住居の確保などといった生活支援ですとか、あるいはDV申し立てといった法的な支援など、そういった支援に適切につなげているところでございます。

予防につきましては、小中学生に対しましては、いじめの未然防止ですとか、高校生以上になりますと、今度はデートDVの未然防止、そういったものについて出前講座などを実施しております。

また、近年、お話がありましたDV加害者の更生ということの必要性が注目されておりまして、先月は、県内のDV被害者支援に関わっておられる相談員を対象にした研修会を実施いたしました。これは他県でDV加害者更生支援を行っている団体のほうから講師をお招きし、講話、それから、グループワークを実施いたしました。加害者更生の必要性などを学んでいただいたところでございます。加害者更生につきましては、取組はまだこれからという感じでございます。

次に、今後の取組でございますが、今年度から内閣府におきまして配偶者暴力加害者の更生に係る取組に対する補助制度というものが創設をされております。今年度は全国で五つの自治体がこの制度を活用いたし

まして、民間団体が行う加害者更生に関する取組に対して補助を行われております。

例えば、参加した加害者への個別のカウンセリングですとかグループワーク、それから、更生プログラムの実施者の養成講座、こういったものが実施をされていると聞いております。こうした他県の取組を参考にしながら、佐賀県でもこの内閣府の制度を活用した取組ができないのか考えていきたいと思っております。

それからまた、加害当事者が自助活動を行うために設立した団体もございまして、ここは加害者更生支援を独自で実施されております。これは、チャットアプリですとかオンラインミーティング、そういったオンラインを活用して参加できる取組でございます。このオンラインの活用というものは、構えることなく、顔を見せずに匿名で参加できるということで、参加者が集まりやすいという利点もあるというふうに聞いております。こういった取組の活用につきましても検討してみたいというふうに思います。

現在、佐賀県内には、加害者更生に取り組む団体というのは、ちょっと私の知る限りでは存じ上げていないんですけれども、他県の活動団体、あるいは専門家、そういう方々と意見交換をしながら情報収集も行い、加害者更生に向けた取組の在り方について研究をしてみたいと思っております。加害者に自分の行為がDVであることを気づかせるということは非常に大事だと思いますし、そして、何よりも加害者から逃げて生活をしていく被害者のことを思うと私も胸が痛くなります。そうした被害者を少しでも減らすことができるように、加害者更生、加害者へのアプローチの取組を進めていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

◎一ノ瀬裕子君 登壇Ⅱ答弁ありがとうございます。ございました。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、一問目のコンディショニングを言わせていただきましたけれども、やはり運動の継続というのは、モチベーションの維持が大事、継続が大事ということが言えるかと思えます。アプリという存在、私も今、友人たちと競い合っておりますが、いかにして江戸城にたどり着くかというところを頑張っているわけですが、そういうモチベーションを気持ちの面で上げられるというのがアプリの存在だと思います。今度は、実際に体が楽になって歩きやすくなったという身体面で効果を及ぼすものをもう一個取り入れて、そして、モチベーションの継続につなげていただければなという意味で御提案をいたしましたので、いろんな動画の存在もあるということが今回初めて分かりましたので、そういったものも活用されながら、少しずつ、今、スポーツ庁が一生懸命言っているコンディショニング、自分のセルフチェックをして、体の使い方の癖などを知って、そして、それを整えてから運動をしていって、もっと機能を改善していって、そして、人生を豊かに生きれるようにする。この流れをぜひ佐賀県でも生み出してほしいなと思っております。ここにしましては要望として言わせていただきます。

そして、「さがすたいる」の条例のこと、本当にそういう手法ではやっていないということをもっと厳しく言われるのかなと思っております。したけれども、検討いただけるということであれしく思っております。これは何も「さがすたいる」条例があるからこういふふうにしなさいというためのものではなくて、例えば、一つの王国のような感じで、ここ

は「さがすたいる」王国ですよという旗を掲げるような、そういうものとしての条例があればいいのかなというふうに思っている御提案でしたので、ぜひもっとも「さがすたいる」の周知というものが広まるようにしていただければなというふうに思っております。

そして、フェムケアに関してですが、あくまでゴールというのは、分かってもえたといいところから一歩進んで、いかにして意欲が上がり、パフォーマンスが上がっていくかという、そこがやっぱりゴールなのかと思います。私も自分自身で思うんですが、分かってもらったといううれしさはもちろんあるんですが、そこが解消して、しっかりとやっているという自信が持てるということがすごく大事だなというふうに思っております。そういう意味で、ゴールをそこに設定した取組が進めばなというふうに思っております。

県庁の中でもこうしたことに関するアンケートを行ったというふうに伺っております、その回答率がすごく高かったというふうに伺っております。私もアンケートをしたことがあるんですが、中高生に対するアンケートで、今までこんなことを聞いてくれたことがなかったと、生理についてのアンケートですが、聞いてくれてありがとうという言葉は本当に忘れられない。そして、わざわざ言いに来てくれた子たちがいたというのには本当に忘れられなくて、今まで言いたくも言えなかった、分かってもえそうにない、言い出せない、ここをまず解消していくというのは大きなところだろうと思っております。そして、その先は、分かってくれた、分かってもえただけではなくて、パフォーマンスが実際に上がるといふ方向性で、何らか今の科学的な知見などを用いながら進んでいけばなというふうに思っております。

今、フェムテックというのは本当に進んでおりまして、例えば、女性はホットフラッシュとかを経験することもありますが、首あるいは手首などにつけておくと体温が上がった瞬間にひんやりとしたものが発動されて体温が落ち着くなど、いろんなものが今開発をされていますので、いろんな知見を企業の方にも、そして、県庁の皆さんにも高めていっていただいて、女性が生き生きと働けるようになればいいなと思っております。

質問ですが、人事制度に関してです。

今、上限に関しては、現状に応じた感じで運用していくというふうにおっしゃいました。一方でもしかすると、今、大体三年と違っていらっしゃる方で、勤務の状況などを見ますと、本当はもうちよつと違う場所のほうが向いていらつしやるのではないか、ありていに言えば、県庁よりもほかのほうがよろしくないでしょうかというふうな方も一定いらつしやるのではないかと思えます。そこへのちゃんとした一年一年の区切りが今できている状態なのかということ、あまりできていないのではないかとというふうに向っておりまして、勤務の評価というものをちゃんとした上での上限の検討など進んでいけばなというふうに思っております。

今、一年一年というものの更新が形骸化していないだろうかということとを一点心配しておりまして、そこについての今後の取組をもう少しお聞かせいただければと思います。

質問は以上です。

◎泉総務部長 登壇Ⅱただいま一ノ瀬議員から再質問をいただきました。人事制度ということで、会計年度任用職員の人事評価、あるいはしつ

かりと向き合った対応の仕方ということかと思えますけれども、一つ状況として、会計年度任用職員の大きな状況が変わったというのが今年四月でございますけれども、これは法改正を受けてということになりますけれども、いわゆる勤勉手当ですが、六月と十二月の勤勉手当、これが会計年度任用職員のほうに支給されるということになりました。勤勉手当ですから、つまり、どういうふうな仕事ぶりであったのかということ職員と意見交換して、あなたは今回こういうことをやっていくんだねという目標設定のところから、こういうふうな仕事ぶりでしたねという事後の振り返りというところまで、職員と会計年度任用職員同士が意見交換して結果をお伝えするという、いわゆる人事評価を勤勉手当ということとあわせて制度として入れております。そういうふうな形でのコミュニケーションが非常にいろんな形で取れるようになっております。

そういったものの中で、例えば、来年度以降、どういうふうなことを御本人が希望しているのか、このままこの職場にいたいのかとか、県庁の中の、今までと別のところになりたいのかであるとか、また、もう少し魅力的な民間企業のどこかであるとか、様々な意見交換等をそういうふうな場面を通して行うようになってきていると、いろいろな状況が少しずつ変わっているというのが今の現状かと思えますので、こういうふうな形で引き続き会計年度任用職員にしっかりと向き合える職場づくりというのを目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎中村圭一君（拍手）登壇Ⅱ自民党の中村圭一です。早速ですが、計三項目について通告に従い質問をさせていただきます。

まず、問一の「SAGA2024」国スポについてですが、国スポ・

全障スポの全体的な総括は知事の演告、そしてこれまでの質問にもございましたので、私からは国スポの成績と今後のSSP構想についてお尋ねをさせていただきます。

私はちょうど二年前の令和四年十一月定例会の一般質問で、国体の過去の開催県のその年の成績、承知のとおり、その年だけ一位、もしくは東京に負けての二位なんです、その成績とその五年前と五年後の成績をパネルでお示しながら次のようにお尋ねをいたしました。

二〇二四年の佐賀大会は、これまでの国民体育大会から国民スポーツ大会へと変わる大きな節目の大会となる。だからこそ、何が何でも開催自治体が天皇杯を獲得するんだというあしき伝統を断ち切って、全く新しい大会にしてほしい。国スポの本来あるべき姿、理想の姿を示してほしいと願っている。

スポーツメンターという助っ人選手に頼らず、佐賀らしく戦い、その結果、例えば、十位だった。私はそれでも全く構わないし、そのほうがむしろ誇らしいと思う。そして、そのほうが佐賀県により競技力が根づくことにつながると思う。

知事にはあしき伝統を断ち切る第一歩として、この議会壇上から天皇杯の獲得にはこだわっていないと、県内競技団体や選手の皆さんなどに向けてそう発信していただきたいという私の問いに対し、知事からは、SAGAスポーツメンターは社会人アスリートとして活躍するだけでなく、中高生の指導もしてくれる頼れる存在で、身近な目標でもある。私はこのメンターの皆さん方にずっと佐賀にいてほしい、佐賀に住み続けてほしい、SSP構想をみんなで実現したいと常に申し上げている。そのときだけ何年間か県に来て、その後去っていくと、これは悲しいこと

だと思われ、そういうふうなシステムというのはいかなものかというのは私も同感である。なので、佐賀県はこのSSP構想に基づいた独自の考え方をしたい。となると、この「SAGA2024」は一つの通過点で、チーム佐賀、オール佐賀がまとまる大切な通過点だと思っている。そして、トップでなければいけないのかという話だが、現場で指導者、そして選手たちと話し合うと、やっぱりみんな第一位になりたいという気持ちの下で集まっているという実感がすごくある。最初から一位じゃなくてもいいと思っていたら、なかなか気合が入らないというところはどうしても感じる。なので、開催県だけが一位になるのは確かに違和感はあるが、佐賀県は一位を目指してやるということについては頑張って標榜していく。以上、一部要約しましたが、そう御答弁をいただいております。

誤解のないように申し上げますが、私は佐賀県が天皇杯を獲得できずに惜しくも二位だったことを責めているわけでは決してありません。スポーツメンターにもそれぞれの競技で大活躍していただいたことは、この目で見て、感動を与えていただきました。熱心に少年選手を御指導いただき、それが好成績に結びついたともお聞きをしています。ただ、二年前に国スポの成績について質問した以上、その結果についてもお尋ねしておかなければならない、その思いで質問をさせていただいています。

質問です。国スポにおいて二位だったという成績について、県はどのように分析、評価されているのか、SAGA2024・SSP推進局長に御答弁をお願い申し上げます。

また、先ほど御紹介申し上げた知事答弁によると、知事はSAGAスポーツメンターの皆さん方にずっと佐賀にいてほしい、佐賀に住み続け

てほしい、SSP構想をみんなで実現したいと強く思っておられますが、SAGAスポーツメンターの国スポ後の動向についても併せて御答弁をください。

次に、今後のSSP構想の取組について伺います。

国スポはあくまでも通過点、何度もお聞きしています。「SAGA2024」をきっかけに、地域にスポーツが根づくような取組を新たに始めようとしている市町もあるとお聞きしています。SSP構想を掲げる県にとっても、市町のこうした取組は重要だと思えますが、県は市町とどのように連携していこうと考えておられるのか、これも局長の御答弁を求め、次の問いに移らせていただきます。

問いの二は、生成AI利用の現状と今後についてです。

令和四年十一月に公開され、話題となったチャットGPT、いわゆる生成AIは、今は様々な分野で活用されており、急速な広がりを見せています。行政の分野においても、時代に取り残されることなく、生成AIを積極的に利用して、業務の効率化や県民サービスの向上につなげていただきたいと思っておりますが、佐賀県においては令和五年五月から生成AIの試行を開始し、その中で得られた知見等を分析して、リスクを踏まえた上で、人が中心の効果的な使い方を検討されているとお聞きをしています。

そこで、改めてのお尋ねです。生成AIを県庁において活用する目的、具体的な活用事例、そして活用していく中で浮かび上がってきた課題について、総務部長にお尋ねをいたします。

また、それらを踏まえた上での今後の取組についても併せて御答弁をお願い申し上げます。

次に、教育委員会に対しても同じお尋ねをさせていただきます。

東京都教育委員会では、令和五年度から生成AIの教育活動での活用に関するパイロット的な取組を進めることを目的として生成AI研究校を指定し、現在は二十校で研究し、活用事例なども公表されているなど、全国の学校現場において盛んに生成AIの活用に向けた取組が行われていると承知をしています。

佐賀県教育委員会でも、昨年七月に生成AIの利用についてのガイドラインを策定し、県立高校の端末から生成AIを活用できる環境を整備されるとともに、市立、町立の学校にもこのガイドラインを共有するなどして、県内での生成AIの活用を推進しておられるとお聞きをしています。

そこで、これも改めてになりますが、佐賀県の教育現場において生成AIを活用する目的、活用事例、そして課題について、教育長にお伺いをいたします。

また、それらを踏まえ、生成AIを今後どのように教育現場において活用されていくおつもりなのかについても併せて御答弁をお願い申し上げます。最後の問いに移ります。

最後の問いの三は、九州新幹線西九州ルートについてです。

まずは、八月の下旬に佐賀県と佐賀市の有志議員で企画をし、調査機関を通して行ったアンケート調査、佐賀市民四百七十四名を対象とした調査の結果の一部を御紹介申し上げます。（パネルを示す）

「西九州ルートをフル規格新幹線でつなぐことに賛成ですか？」という問いに対し、「賛成」が一六・五％、「佐賀県にとって不利益がない条件なら賛成」が五九・一％、「反対」が一〇・一％、「分からない」

が一四・三％でした。この結果によると、条件つきも含めれば、佐賀市民の実に七五・六％がフル規格新幹線に賛成されています。しかし、肝腎の不利条件がない条件とは何なのか、そのアンケート結果がこちらになります。（パネルを示す）

フル規格新幹線に「どのような条件なら賛成ですか？」と複数回答可でお尋ねをしたところ、多い順に申し上げますが、「佐賀県の負担が軽減されること」が回答者全体の六四・一％、通勤通学などの「在来線利用者にとって不利益が出ないこと」が五三・四％、「県内から博多に行く運賃を高くしないこと」、これは在来線利用者の不利益に含まれるとも思いますけれども、これが四七・五％、そして「地域振興策を講じること」が三七・三％でした。これら以外に、駅ビルを整備するなど、にぎわいづくりにつなげることもございましたが、反対、つまりどのような条件であっても反対というのは僅かに三・三％でした。

これらのアンケート結果で少なくとも明らかにしたのは、新鳥栖―武雄温泉間をフル規格で整備することによって一番影響を受ける佐賀市民は、フル規格新幹線にイエスと言うのかノーと言うのか、それを判断するための材料、判断材料を求めているということです。

そこで、質問に入ります。

まずは、アンケート調査で一番多かった佐賀県の負担、財政負担の軽減についてですが、去る十月一日に開催された新幹線問題対策等特別委員会において、参考人としてお越しいただいた国交省鉄道局の足立審議官に対し、会派を代表する形で私から、フリーゲージトレインを断念した責任はひとえに国にあることを踏まえ、佐賀県の負担を可能な限り軽くしてもらわなければフル規格にイエスとは言えないと申し上げた上で、

佐賀県の負担軽減につながる様々な手だてについて審議官にお尋ねをいたしました。特に、今の属地主義的な費用負担の在り方、私はこれが本丸だと思っておりますが、これについては、私の属地主義という今のルールの下では、長崎県の負担はゼロ、それだと佐賀県、佐賀県議会、佐賀県民、誰も納得しないと思う。長崎県側も、佐賀県だけに負担させるわけにはいかないと思っておられるはず。今の法律でそうなっているのであれば、その法律を改正して例外を設けるべきだと思うがというお尋ねに対し、審議官からは、三十年強にわたって整備新幹線のルールが運用されている。その制度を一朝一夕に変更します、できませんというものはなく、また、一鉄道局の一存でできるものではないと前置きをされた上で、ただ、実際、制度というのはそのとき、その場、そういう事情によって改善され得るものであることは事実、そういうとき、その場が来ればしっかりと検討してまいりたいと御発言をいただいています。

法律をつくるのは国会、国会議員です。また、整備新幹線に関する様々な取り決めは国交省でなく、与党がリードする形で行われているとも承知をしています。佐賀市民が求める判断材料をお示しするために、与党PTや国交省に対し、佐賀県の負担を可能な限り軽減するための手段、全国新幹線鉄道整備法の改正をはじめとした有効な手段の提案をこちら側からしてくるよう求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。提案できませんというのであれば、じゃ、仕方ないですね、で終わります。また、実際に提案がなされても、それを受けた佐賀県、佐賀県議会、そして佐賀県民が、それでは不十分だと判断をすれば、せっかくの御提案ですが、申し訳ありませんとお断りをするだけです。そうなれば、部長も大きな担いが減ってすっきりされると思いますがいかがでしょうか、

地域交流部長の御答弁を求めます。

次に、アンケート調査で二番目、三番目に多かった、いわゆる在来線の利便性の確保についてお伺いをいたします。

前九月定例会で、全線フル規格になった際の在来線は、少なくともフリーゲージトレイン導入後の在来線よりベターなので、何も恐れずにJR九州とフル規格整備後の在来線について協議をすべきとの私の問いに対し、何も確約されていないと地域交流部長は御発言をされ、その一例として、鹿児島ルートで新幹線開業後も最初は残っていた特急がその後全てなくなった、ゼロになったことと言及をされました。地域交流部長も御承知の上で発言されたのだと思いますが、鹿児島ルートの特急がゼロになったのはニーズがなくなったからであります。一度、新幹線に乗ると、料金は少し高くても特急より新幹線がよくなる。鹿児島ルートに限ったことではありません。整備新幹線あるあるです。特急「有明」がなくなることになって、利用者である福岡県民、熊本県民などから大きな反対の声が上がったとは少なくとも私は承知していません。

念のために、福岡県議会と熊本県議会の議事録検索システムで特急有明をキーワードに検索してみました。結果、特急「有明」の廃止に関する議員の質問を見つけることはできませんでした、ゼロでした。ニーズがないものはない、これは大自然の摂理です。

では、佐賀県でもそうなるのか。西九州新幹線が全線フル規格になると、特急へのニーズがなくなるのか、答えはノーです。なぜなら、佐賀県の在来線は、江北駅で鹿島方面に分岐しています。また、武雄温泉駅からは、嬉野温泉駅方面へ行く新幹線と佐世保方面へ行く在来線が分岐しています。つまり、西九州新幹線が全線フル規格になっても、鹿島方

面の特急「かささぎ」のニーズはなくならないし、佐世保方面の特急

「みどり」のニーズもなくなりません。そのことは、JR九州の古宮社長が以前の御自身の御発言への誤解を解くためか、十一月二十八日の定例会見の中で改めて詳しく発言をされています。大事な内容ですので、新聞記事のかぎ括弧部分を読み上げます。「鳥栖―佐賀間の通過人員は非常に多い。誰が運営、経営するかは別問題だが、当然鉄道が残るエリア。リレーかもめ、かささぎ、みどりが走っており、新幹線がつながったら、リレーかもめのお客様はほぼ新幹線にくる。そういう意味で、（三つの特急は）そのまま残りませんよねと申し上げた」、引用は以上ですが、頭が理科系で読解力が低い私でも、古宮社長が言外に、特急の「かささぎ」と「みどり」は残りますよ、心配しないでください、そう言われていることが分かります。

いずれにしても、西九州新幹線が全線フル規格になっても、特急の「かささぎ」、「みどり」は残ります。なぜなら、ニーズがあるから。そして、西九州新幹線がフル規格になったら快速を走らせることもできます。なぜなら、「リレーかもめ」が新幹線になってダイヤに空きができるから。また、古宮社長も以前に言及されましたが、普通列車も今までどおりです。なぜなら、鳥栖―佐賀間の一日当たりの通過人員は平均二万八千人で、大箱ではないかもしれませんが、ドル箱路線だからです。

以上のように、西九州新幹線が全線フル規格になっても、在来線が今より不便になるとは私は全く思いません。

しかし、地域交流部長がおっしゃったように、確かに何も確約されたものはありません。だからこそ、在来線の利便性はどうかということ

判断材料を求めている佐賀市民のためにも、フル規格整備後の在来線の具体的な在り方についてJR九州との話し合いに入るべきだと思います。話し合いの先に約束がある、決して逆ではありません。いかがでしょうか、地域交流部長の御答弁を求めます。

問いの最後です。県の財政負担の軽減、在来線の利便性の確保についての協議が進み、この条件ならばフル規格で整備してもいいと県民からゴーサインが出たとしても、それから全線開業まで十年以上かかる、そう承知をしています。仮にですが、条件が整い、フル規格の整備が決定したときのために、そこから開業までの期間を一年でも半年でも短くしておくことは、まさに県民の利益であり、そうしておくこと、今できることをしておくことが県や議会の役目であると私は思います。

その思いから、先ほど言及しました十月一日の特別委員会において、足立審議官に対し、具体的なルートは決まっていなくても、幅を持ったルート帯で環境アセスを実施することは可能かどうかお尋ねしたところ、審議官からは、北陸新幹線の例を挙げ、それは実際にやっております可能だとの御回答をいただきました。また、その環境アセスが結果として無駄になる可能性やリスクがあった上でも環境アセス手続というのは、やるべきときであればやらなければならないと思っている旨の御発言もいただいています。令和二年の十一月定例会の一般質問での私の環境アセスを受け入れるべきだという問いに対し、当時の南里地域交流部長は、この提案を受け入れることは、佐賀駅を通るルートでのフル規格を受け入れることと同義であり、受け入れられないと答弁されています。早いもので、それから四年たちました。既にステージは変わっています。

その後、知事は、南回りルートであれば協議する価値はあると思うし、

我々はその舞台に既に立って協議する準備を整えているとまで発言をされています。幅広いルート帯の中に知事が協議する準備を整えておられる南回りルートも含んでいる環境アセスの実施、その打診が国交省からあったときには、県はそれを受け入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。これも地域交流部長にお尋ねをし、私からの一回目の質問とさせていただきます。（拍手）

◎泉総務部長 登壇 中村圭一議員の御質問にお答えいたします。

私からは、佐賀県庁における生成AIについての取組と課題についてお答えします。

生成AIは、職員にとっては新しい技術に触れるきっかけとなったり、例えば、業務や事務作業の効率化なども期待される場所です。その一方で、行政が使用する際には、その方針と異なる誤った情報が発信されてしまい、問題となった事例などもあり、また、著作権侵害などのリスクも引き続き内在しています。その効果とリスクのバランスを十分に考慮することが重要だと考えています。

こうした考え方から、昨年度より職員が試行的に生成AIを利用することとし、これに際して安心・安全に使うためのガイドラインを定め、十三所属の約三十人から成る庁内有志のグループにおいて、事業企画のアイデア出しやインターネット上の情報収集・要約、エクセルのマクロのプログラミングなど六十七の事務で効果の確認、分析に取り組んでまいりました。

個別の事例を取り上げていくと、例えば、アイデア出しの作業に関しては、展示施設のイベントのキャッチコピーの検討において、三十を超える案が瞬時に生成され、検討の幅が広がった。文章の要約作業に関し

では、インターネット上の最新のニュースやトピックを検索し、短時間で一通りの要約文が作成された。プログラミングに関しては、相当量のデータのコピーと貼り付けを繰り返す単純作業を自動化することができたなどの一定の効果が見られたところです。

一方で、アイデア出しの作業の例では、生成AIが作成した案は職員のエメールと完全に一致するまでには至らず、そのまま採用することができなかった。文章の要約作業の例では、文章に事実とは異なる誤った情報が含まれていた。プログラミングの例では、精緻な指示を与えなければ意図した動作をしない結果となったなど、どの業務も最終的には職員が知識と責任を持って関与していく必要があるため、生成AIをどの職員も十分に使いこなすことができ、かつ仕事を任せられるほどの高い効果を発揮させるという段階にはまだ少し時間を要するものと考えられます。

次に、佐賀県庁における生成AIの今後の取組についてお答えをさせていただきます。

生成AIは、作業時間の削減や職員の負担軽減、新たなアイデアの創出など、今後に向けては様々な可能性を秘めた技術であると考えています。一方で、様々なリスクもある中、今回の庁内グループでの取組でも改めて認識をしたように、生成AIの成果物をそのまま活用するといったことはなかなかできず、最終的には職員自身の十分な知識や関与の下のチェックが必要なものが多数存在しました。このため、生成AIは補助的なツールとしての活用は考えられるものの、現時点においては職員のスキル向上にも取り組みながら、引き続きより多くの事例を蓄積していく中で、具体的に効果的な利用の仕方についてさらに研究を深めつつ、

整理を行っていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎引馬地域交流部長 登壇 Ⅱ 私からは、九州新幹線西九州ルートについて三点お答えをいたします。

まず、佐賀県の負担の軽減についてでございます。

まさに議員から、佐賀県の地元負担が重い、軽減策が必要であるといったことや、属地主義ではなく、受益に応じた負担の在り方といったお話をいただきました。

御案内のとおり、仮に新鳥栖―武雄温泉間をフル規格で整備する場合がございますが、主に受益を受ける長崎県の追加負担はゼロであります。他方、佐賀県はこれまでの二百億円に加えまして、追加で一千四百億円以上の実質負担が発生するわけでございます。西九州ルート整備に対して長崎県が支払った六百億円の、実に二・五倍以上の負担ということであります。また、在来線の問題もあるわけでございます。議員におかれましては、やはり合意がなかなか難しいということに御理解をいただいたものと私認識をいたしております。

新鳥栖―武雄温泉間は、在来線利用以外に合意されたものはございません。そもそも国がフリーゲージトレインの開発を断念したことで現在の状況にあるわけでございます。議員が言われるようなことは、合意を変えたいと思っている側が提案されるのが筋でございます。私も佐賀県は合意したことをきちんと守っているところでございます。

続きまして、在来線の利便性についてでございます。

議員も触れられました今年九月の一般質問のお話でございます。七月に開催された与党検討委員会でのJR九州、古宮社長の御発言を基にさ

れて、特急の「みどり」や「かもめ」も相当な便は残るといふことと御発言があったわけでありませぬ。古宮社長と山口知事が意見交換する機会に、知事から直接聞いてもらいました。したがって、古宮社長からは、特急は新幹線に振り替わるので、そんなふうにはいかないとの答えだったということでありませぬ。

その後、議員もまさに触れられましたとおり、古宮社長は記者会見を開いて御発言をされているわけでありませぬ。私もこれは大事なところで、すので引用させていただきますが、まず、鳥栖―佐賀間につきましては、当然鉄道は残るエリア、ただし、誰が運営、経営するかは別の問題と御発言をされています。また、在来線の特急の取り扱いでございますが、そのときの需要動向に応じて決まってくるものと。さらに、当然―当然ですね、新幹線がつかないとお客様はほぼ全部新幹線に行くので、今の特急は残らないという御発言だったわけでありませぬ。JR九州がこれまでの合意と異なってフル規格を求めておられるわけでありませぬ。したがって、在来線をどうするかということ、これはJR九州から提案されるのが筋でありませぬ。

最後に、環境アセスメントの実施についてでございます。

鉄道局とは令和二年六月の「幅広い協議」におきまして、県の同意がない限り、環境アセスメントの手続は行わないことを約束していただいております。そもそもルートだけではなく、在来線の利便性、財政負担、地域振興の問題もセットで議論する必要があるわけでありませぬ。やはり環境アセスメント以前の問題として、まずは地元で新たな合意形成が必要と私どもは考えております。

私からは以上でございます。

◎宮原SAGA2024・SSP推進局長 登壇Ⅱ私からは、「SAGA2024」国スポについてお答えいたします。

まず、成績についてでございます。

御承知のとおり、「SAGA2024」国スポでは目標としていた天皇杯獲得にはあと少しのところまで届きませんでした。男女総合成績二位という結果でございました。東京に肉薄し、冬季を除く本大会では一位の成績を達成いたしました。全ての競技で、成年、少年、男子、女子、選手一人一人が佐賀の代表として最後まで諦めずに全力で戦う姿は県民に大きな感動を与えてくれたと思っております。これまでの選手の努力に加え、家族、競技団体、指導者、学校関係者など多くの関係者の努力のたまものでございます。まさにチーム佐賀で一丸となって勝ち取った成果であると認識しております。特に今回の結果において、一年延期という難局を乗り越え、少年種別が昨年の鹿児島大会の約二・三倍の得点を獲得し、かつ全体得点の四〇%を超えたことは大変大きいと感じております。

SAGAスポーツメンターの動向についてでございます。

SAGAスポーツメンターは、以前の知事答弁にもございましたとおり、本県が掲げるSSP構想の取組に共感し、佐賀で活躍したい、頑張りたいという思いのある社会人アスリートでございます。共に国スポを戦った仲間であり、今後、SSP構想を前に進める大事な仲間でございます。

スポーツメンターという競技力の高い成年選手が身近に存在することは、少年選手の競技力のみならず、多くのアスリートや指導者にもいい影響を与えてくれました。引き続き、若い世代をはじめとした本県の多

くのアスリートの指導育成に携わっていただきたいと考えているところ
でございます。

現在、国スポ後の動向につきまして各メンターに意向調査を行っている
ところでございますが、多くの方々から佐賀での活動を継続したいと、
佐賀の子供たちの指導に携わりたいという意向を持たれております。

繰り返しになりますが、スポーツメンターはSSP構想のもと集まっ
た同じ志を持つ仲間でございます。今後もそれぞれの方々の人生設計、
競技人生を尊重しながら、スポーツメンターにとっても、佐賀の子供た
ちにとっても、そして、ひいては本県のSSP構想にとっても、よりよ
い形で活動が継続できるよう取り組んでまいります。

次に、今後のSSP構想の取組についてでございます。

SSP構想は佐賀県だからこそできる唯一無二の構想でございます。
これまでも市町、競技団体、民間団体、大学、医師会など多くの方と連
携した取組を進めてきており、今後も進めてまいります。

これまでも、地元のスポーツ資源、人材を活用した取組を進めている
市町の皆様とは意見交換し、連携した取組を進めてまいりました。例え
ば、サガン鳥栖U-15グラウンドにつきましては、県が中心となり、
地元鳥栖市と連携して実施しています。白石町が民間事業者と進めてい
る旧福富中体育館を活用した体操競技の練習拠点化につきましては、協
賛企業の確保やアスリート採用に関する協力を行っているところでござ
います。また、太良町においては地域住民が運営しているアスリート寮
に県が支援しておるところでございますが、町も今年度から支援を行わ
れております。

また、前回の若楠国体をきっかけに伊万里市のホッケー、神埼市のハ

ンドボールなど、我が町スポーツとして定着した例もございます。「S
AGA2024」をきっかけにスポーツを生かした地域づくり新たに
取り組む市町が増えることは、SSP構想の推進に、より厚みを増すも
のと考えております。県としても大変歓迎するところでございます。

市町と競技団体との橋渡しや、アスリートや指導者の地元定着に向け
た県のアスリート就職支援制度の活用など、市町の意欲や取組方針に応
じた支援を行ってまいります。

さらに、市町において、アスリートや指導者を地域おこし協力隊とし
て採用することやふるさと納税制度の活用など、様々な事例も紹介し、
自発的な取組を促していきたいと思っております。

SSP構想をより推進し、佐賀から世界標準のスポーツ文化をつくっ
ていく上で、それぞれの地域でスポーツが様々な形で根づくことは大変
重要でございます。市町の意欲を後押しし、形にしていきたいと思います
とっております。

私からは以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇 Ⅱ 私からは、佐賀県教育委員会における生成AIの
活用などについて御答弁申し上げます。

まず、現在の状況についてですが、デジタル社会を生きていく子供た
ちには、新たな技術に対応するとともに、情報の真偽を見極める判断力、
自ら考える力などを含めて、しっかりとした情報活用能力を身につけて
いってほしいと考えています。

このため、教職員が生成AIの特性を理解し、教育現場で適切に活用
を進めていけるよう、昨年七月、活用例や留意点を示した生成AI利用
ガイドラインを作成しました。現在、学校での活用が徐々に進んでいる

ところでございます。

活用場面の例としては、児童生徒においては、例えば、生徒が作成した英作文の添削やスピーキング、プレゼンテーション資料作成のサポート、プログラミングの手順やエラーの確認など。教職員におきましては、授業の準備や教材作成のサポート、各種文書や統計資料のたたき台の作成などがあります。

活用の効果としては、児童生徒の一人一人に応じた学びにつながる、教職員の業務時間の短縮、効率化につながるということが声として上がってきております。

学校現場におきましては、児童生徒への教育的な効果や安全性に留意しながら取り組んでいるところでありまして、活用が広がってきておりますけれども、学校や個人で差があるというふうに感じております。

次に、今後についてでございますが、県教育委員会では県内の学校で教職員がしっかりと生成AIの特性を理解し、教育現場での適切な活用につなげていってほしいというふうに考えておりまして、ICT活用教育の県のポータルサイト「SAGA Eコネクト」を活用しまして、県内の実践事例、適切で効果的な活用事例などを共有していきたいと思っております。また、教育情報化推進リーダーなどの教職員を中心に、そのメリットや活用方法を伝えてまいります。

生成AIをツールとして教育利用するに当たりましては、人が主体的であること、判断をするのは人間であることを踏まえ、児童生徒への教育的な効果、安全性に留意しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎中村圭一君 登壇Ⅱ二問、生成AIの利用の現状と今後についてと、九州新幹線西九州ルートについて再質問させていただきたいと思えます。まず、生成AIのほうなんですけど、総務部長、そして、教育長にそれぞれ御答弁をいただきました。深みのある答弁だったというふうに思います。

実は、自治体が生成AIを活用する理由、具体的な活用事例及び直面する課題について、チャットGPTにも尋ねてみました。

まず、活用する理由は、一、業務効率化とコスト削減、二、住民サービスの向上、三、多言語対応、これは外国人住民や観光客への案内においてリアルタイム翻訳や多言語対応のコンテンツの作成が可能ということのようです。四、政策立案評価の支援、以上四点をチャットGPTでは挙げてきています。

次に、活用事例については、行政文書の作成補助、住民向けのチャットポット、これはごみ分別の方法、手続の必要性といったよくある質問への対応を自動化しているところもあります。三、災害情報の提供、台風や地震等のリアルタイム情報を自動生成し、多言語で住民に配信、緊急性の高い情報をスピーディーに伝えているところがあるということです。四、観光情報の発信、五、データ解析と予測、以上の五点でございました。

そして、課題については、データのプライバシー・セキュリティ、二、生成内容の正確性、三、職員のスキル不足、四、コストと導入効果のバランス、五、倫理的・社会的課題、これは自治体が生成AIを活用することで人間らしい対応が失われる懸念があるというようなことだそうです。以上の五点。

最後に、チャットGPTはまとめとして、生成AIは自治体において様々な業務効率化やサービス向上を実現する可能性がありますが、その導入に際してはプライバシーの保護や倫理的な課題を解決する必要があります。技術の活用を進めるには慎重な準備と調整が求められるため、自治体がAIのメリットを最大化するためには技術面だけでなく、社会的、倫理的な側面にも配慮することが重要だと答えています。

以上、ほんの数秒で約一千五百文字です。

教育現場で生成AIを活用する目的、事例、課題についても、チャットGPTにお尋ねをしてみました。

まず目的としては、一、学習の個別最適化、二、教師の業務負担軽減、三、学習意欲の向上、これはインタラクティブな学習コンテンツやクリエーティブな課題作成を通じて生徒の興味を引かせる、引き出すということだそうです。四、言語や多文化学習の支援、五、デジタルトランスフォーメーションの推進。

次に、活用事例は、一、自動課題作成と回答例の提示、二、エッセイや作文のフィードバック、三、対話型AIチューター、四、事業コンテンツの作成補助、五、異文化理解や多言語学習、六、感性教育、以上の六点。

期待される効果は、一、学習効率の向上、二、教師の負担軽減、三、クリエーティブな学習体験、四、教育格差の縮小、五、生徒の自己学習の促進、以上の五点。

そして課題については、一、生成内容の信頼性と正確性、二、教育現場のAIリテラシー不足、三、コストとインフラ整備、四、人間的な教育とのバランス、これはAIの活用により教師と生徒間の人間的なつな

がり薄れることを懸念しています。五、プライバシーとデータ保護、以上の五点を挙げてきており、ここでもチャットGPTはまとめとして、日本の教育現場における生成AIの活用には、学習の個別化、教師の負担軽減、創造力の向上など、多くのメリットがあります。事例としては、英語教育や数学学習、プロジェクト学習などでの活用が進んでいます。しかし、プライバシー保護や教育の公平性、教師のスキル不足などの課題もあります。これらの課題を克服し、AIを効果的に活用するためにはインフラ整備や教師へのサポート、適切なデータ管理が不可欠だと回答しています。これも数秒で約一千三百五十文字です。

今、長々と御紹介しましたが、総務部長答弁、教育長答弁にはない部分もたくさんあったと思っています。それを本当にほんの数秒で生成AIはこれだけのものを出してきています。

議会答弁がある程度出来上がった時点で、チェックの意味で今のよう生成AIにも尋ねてみる。生成AIに頼るのではなく、生成AIを使う、そういう使い方をして、結果、答弁の内容が充実するのであれば、それは県民の利益にもつながります。県が、今は生成AIによって得た回答を議会答弁に使うことに否定的であることは承知していますが、他の自治体での前例も今は多い。佐賀県にも、佐賀県教育委員会にも、生成AIを活用する上でのガイドラインが今は整備をされています。ですので、県民の利益のために、ぜひ議会答弁にも生成AIを活用いただきたい、その検討をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

生成AIは頼るのではなく使う、代表して総務部長に再度の答弁を求めたいと思います。

次に、九州新幹線西九州ルートについてですが、県の財政負担の軽減

については、合意したものを变える側が提案してくるのが筋であるという旨の御答弁だったというふうに思っています。また、在来線の利便性の確保についても、フル規格の新幹線を求めているのはJR九州なので、JR九州側から提案してくるのが筋だというような御答弁だったというふうに理解をしています。

繰り返しになりますが、アンケート調査によると、佐賀市民の大多数は判断材料を求めている。そのことを考えると、国、もしくは与党から、そして、JR九州からそういった協議の場を持った上で、そこで協議をしましょうという提案があれば、それについては受けるということでもよろしいのか、再度確認をさせていただきます。

そして、アセスについてでございます。

アセスの前に地元の合意形成が必要だというふうな御答弁でございましたが、私、質問の中で、地元の合意形成等ができて、フル規格で整備するとしても、そこから十年以上かかる。その十年を一年でも半年でも短くしていくこと、今できることをやっていくことが県や議会の役目ではないのかという思いで質問をさせていただいています。

いずれにしても、国交省から正式な打診があれば、内部で十分に検討し、そして、議会の意見も聞いた上で環境アセスを受けるかどうかお返事をする、そう理解していいのか御答弁を求めて、二回目を終わらせていただきます。

◎泉総務部長 登壇Ⅱ生成AIの活用について、中村議員のほうから再質問をいただきました。

今の再質問の中にもございましたチャットGPT、生成AIを活用しての行政の取組であるとか今後の活用についてということ、実は今回の

御質問をいただくに当たりまして、我々のほうでもチャットGPTを活用して、自治体における生成AIの活用であるとか今後の取組ということの実作業して確認をさせていただきました。

今御説明にもあつたような内容もあるんですけども、実はこのチャットGPTで回答がある中の多くの部分が、課題というのがキーワードになっております。例えば、情報の正確性、信頼性、著作権とプライバシー、そして人権、例えば、今おっしゃったような様々な個人情報とか、いろいろなプライバシーの部分であるとか、そして、やっぱり人材育成というところが大きいのかなと、その辺りも実は回答してくれているんですけども、やはり使いこなせる職員を、そういうふうな様々な法的な部分であるとかスキルという部分をどうやって育成していくながら、そしてまた、どういうふうな分野なら活用できるのかという一方で、理解の部分も必要かと思えます。その守らなきゃいけない部分というものと、どういうふうに進めていくのかをもう少し具体的にしてい、そのための作業というのをもう少し理解を深めていくというのが大事なことでないかなというふうに思っております。

ですので、もう少し我々のほうでも真摯に議論をしていきながら、職員的那种いう人材育成というところもなかなか難しいものがあるんですけども、そういうところを含めて深く議論をしていきたいというふうに考えております。

もう一点、議会答弁ということについて少し最後に触れさせていただきますと、実は今回、神奈川県相模原市が生成AIを活用した議会答弁というもので試行的に作業をしたというところがあるんですけど、市長の議会答弁の原案を作成するに当たって、会見等で報道がされておった

んですが、少し長過ぎて、説明し過ぎて、結局、最後は人力で再度確認して、もう一回点検して修正をするという二重の手間になった部分もあって、なかなか本格的な活用というのが、やはり市政ならではのいろんな考え方とか、そういうものをすり合わせていくという部分があって、やはり一朝一夕に、じゃ、仕事を丸ごとお任せしますというふうなところはまだフェーズとしては少し遠いのかなというふうに考えております。そういった部分を含めて、いろんな観点で、世の中の事例も含めて引き続き研究をしていきたいなと考えております。

以上でございます。

◎引馬地域交流部長 登壇 Ⅱ 私からは、九州新幹線西九州ルートについての再質問二点にお答えを申し上げます。

判断材料の点でございますが、私どももとより、県民の方々がこの問題について判断をする材料、これは大変重要だと認識をいたしております。そういった点では、鉄道局との間では「幅広い協議」、それから、地元の間では三者の意見交換という枠組みがございます。私どもとしては、当然こうした判断材料が大変重要でございますので、課題や懸念点といった点を十分にお示しいたしております。

また、議員も御案内のとおりでございますが、私ども佐賀県はいつも門戸を開いております。

それから、二点目のアクセスのお話でございます。

この点につきましては、繰り返しになりますけれども、鉄道局と私ども佐賀県の間で、私ども県の同意がない限り、環境アセスメントの手続は行わないことを約束いただいているわけでございます。また、検討することは大変多くございます。ルートだけではなくて、在来線の利便性、

これは議員も御指摘をされている点です。大変検討にいろいろな観点があるわけでございます。また、財政負担、それから地域振興、こうしたものをセットで議論する必要があります。

環境アセスメント以前の問題として、まずはしっかりこうしたことを地元で議論をして、合意形成を図っていくことが重要だと私どもは考えております。

私からは以上でございます。

◎議長（大場芳博君） 暫時休憩します。

午後零時一分 休憩

○ 開 議

◎副議長（西久保弘克君） これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

◎武藤明美君（拍手） 登壇 〓皆様こんにちは。日本共産党の武藤明美でございます。私は四問通告いたしております。通告に従って質問を行いたいと思います。

佐賀空港へのオスプレイ等の配備についてまず質問いたします。

佐賀空港横に建設されている仮称佐賀駐屯地の工事は、八階建ての隊庁舎が見え、格納庫などの姿も目立ってきました。佐賀空港からは有明海に張り巡らされた色とりどりのノリ網が見え、今さらながら日本一を誇っていたノリの生産地であることや、そこに生きて暮らしている漁業者の存在に思いをはせることができます。一方、農地では作物によって異なる緑の濃淡が農産物の豊かさを表しており、佐賀の誇れる産業だと改めて知ることができます。

バルーンフェスタは、今年が天候のせいで残念なことになりましたが、バルーンの聖地であることには変わりありません。そんなのどかで豊かな佐賀県には県民の平和な暮らしがあるのに、佐賀空港の景観さえ変えられ、轟音とともにいつ事故を起こすかも分からないオスプレイ等が配備されることは絶対に許せません。

まず第一に、十一月十四日の米軍オスプレイの市街地上空の飛行についてお聞きします。

去る十一月十四日、米軍オスプレイが佐賀市や、みやき町などの上空を飛行しました。あまりにも突然過ぎました。市街地上空を我が物顔で飛行した米軍と、それを認めた防衛省や佐賀県に怒りを持って抗議いた

します。

この米軍機オスプレイは、東シナ海の米原子力空母ジョージ・ワシントンにエマニュエル駐日大使らを送迎するためのものでした。福岡空港を利用したとのことですが、一番の過密空港であり、九州一の大都市である福岡市上空や佐賀市などの上空を飛行したのです。私はそのとき佐賀市神野におりましたが、轟音を聞いて外に出てみたものの、一足違ってもう過ぎ去ってしまいました。ほんのちよつと早く出た友人が飛行状況を動画に収めたので、それを見ることができました。住宅が密集し、学校、保育園、病院などのある地域の真上を飛んでいたのです。

この件について、私は十一月十八日、田村貴昭衆議院議員と一緒に九州防衛局に抗議と申し入れを行いました。そのとき明らかにしたのは、防衛省は十一月七日にこういうことがあると九州防衛局に伝えていたことです。防衛局はそれを知りながら、佐賀県や福岡県に対して飛行の前日、十三日にまだ確定ではない、公開しないでくれと言い、当日十四日の飛行直前に確定したと伝える。こんないかげんな状況でした。早めに伝えると、いろいろあるからとのことだったそうです。一体どういうことでしょうか。つまり丸一週間、防衛局は知っていながら黙っていたのです。

知事は米軍オスプレイの飛行について、十一月十三日の報告は受けておりましたか。どのような情報を受け取ったのでしょうか。上空飛行についてオーケーしたのでしょうか。その際、防衛省に対し、それは困るとか、低空飛行しないでくれとか、言わなかったのでしょうか。

二つ目に、市街地上空飛行についてです。

陸自オスプレイの場合は、市街地上空は飛ばないと防衛省や防衛局は

説明しておりました。米軍オスプレイは、十四日は実際に市街地上空を飛びました。米軍オスプレイであれ、陸自オスプレイであれ、市街地上空を飛ぶことはあってはなりません。県はこういうことを許すのでしょうか。知事はきちんとした態度を表明すべきではありませんか、いかがですか。

私はオスプレイの配備には反対ですが、仮にオスプレイが配備されたとして、こういった無神経な飛行が日常的に起こるようになるのではと危惧しております。知事はどのように受け止めているのでしょうか。

二つ目に、一連のオスプレイの事故についてです。

昨年八月にはオーストラリア北部で米軍オスプレイが墜落し、三人死亡、五人重傷、その後、幾つもの予防着陸が繰り返されました。昨年十一月の屋久島沖での八人死亡の米軍オスプレイの事故、そして今年十月二十七日の陸自オスプレイの沖縄での与那国町接触事故です。これは初めは地面に接触したとの報道で、小さい事故であるかのような印象でしたが、国会で問題になり、明らかになったのは、機体が大破していて、修理するにも船で運ばなければならないという損傷がひどい事故でした。

その後も予防着陸という名の緊急着陸が繰り返されています。十一月二十一日に奄美に予防着陸した機体は、十四日に福岡空港を利用した米軍オスプレイだったそうです。佐賀の市街地上空を飛んでいるときにそういう事態が起こることもあり得たのではないのでしょうか。これらのことについて県民は心配しております。特に与那国で陸自オスプレイが大破したということについて、県はどのような説明を受けているのでしょうか。陸自のオスプレイは私は反対ですが、佐賀に配備されるかもしれない機体です。どのように受け止めておられますか。

十一月二十四日付、沖縄タイムスによれば、アメリカのAP通信は二〇一九年から二〇二三年までの五年間のオスプレイの事故調査報告書や飛行データを調べて報道しております。それによると、事故の多くは機体の設計上の問題に起因していると報じ、米軍が運用を継続していることに疑義を持つとしています。AP通信はオスプレイの乗員や技術専門家からの取材も行い、総合的に分析したとのこと。重大事故は五年前と比べ、四六%も増加したと指摘しています。オスプレイの飛行時間は二〇一九年、五万八千七百七時間、二〇二三年、三万七千六百七十時間と大幅に減少する一方で、重大事故率は増えているのです。知事はこういったオスプレイの危険性をどのように考えておられるのでしょうか。

県民の中で、川副の防衛局の出先の事務所まで出向いて要請行動ができる人は県民の一部でしかありません。工事着工前に数カ所で開かれたような住民説明会がどうしても必要です。防衛局に説明会を開くよう求めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

次に、工事に関してです。

これまでも国造堀における雨水一時貯留池に関する質問は行ってきましたが、掘削した泥土を消石灰と混ぜる工事を行っていた今年の六月から七月頃、国造堀の排水口からは、見ていただきたいのですが、泡まみれの排水が行われておりました。(パネルを示す)泡がずっと出続けていたということです。

このときに漁業者の方がそれを知って、様子を見に行ったらけれども、漁業者の話では、この近くに生息しているムツゴロウが全然見えなかった、いなくなったとのことでした。

十一月下旬も同じく排水溝からはこのような泡が出ていました。(パ

ネルを示す)こちらのほうに泡がたまっておりますけれども、これが排水溝です。その周辺はこういった状況になっていたんですけれども、これを見て、またムツゴロウはどうなっているだろうかというふうなことで見たんですけれども、目視した限り、私の目視でもムツゴロウを見かけることはありませんでした。今はノリ漁期で、漁場には網が張られております。環境に影響はないのでしょうか。そのことがとても心配です。

佐賀空港建設時の平成二年三月三十日の公害防止協定書では、PH—水素イオンの濃度です、これが六・四以上から八・三以下まで、そして、浮遊物質—SSですが、一〇〇ppm以下、COD—化学的酸素要求量、これが一〇ppm以下、油分は検出されないことと基準が定めてあります。今年度の平均はちよつとよく分からないのですが、令和五年度の結果がどうなっているのかお示しいただきたいと思ひます。佐賀空港の建設時の約束ではありませんけれども、駐屯地ができてから、この三基準や油分について準じていくのかどうか、そのところを明らかにしていただきたいと思ひます。

以上、質問してきた中で指摘した点、つまり、日米合同演習に必ず参加させられる。関連して米軍も我が物顔に佐賀の空を飛ぶ。アメリカのマスコミでもオスプレイを使い続けることに疑問を持っていて、危険な機体だということ。その結果、陸自オスプレイ十七機のうち一機は既に大破して、今十六機になつてゐる。繰り返して丁寧な説明をすると防衛局は言ひますけれども、しかし、住民への説明会も開かない。有明海に影響が現れるのではないかと不安は拭えませぬ。こういった問題が幾つもあります。オスプレイ等の配備は中止すべきですが、いかがでしようか。

次に、原子力行政についてです。

青森県六ヶ所村に建設中の日本原燃の使用済み核燃料再処理施設は、二〇二四年上期、つまり、今年九月までの完成予定でしたが、そうはなつておらず、二十七回もの失敗を重ねております。原発を立地している佐賀県にとつて、九州電力玄海原子力発電所で発生した使用済み核燃料はこの完成がない限り搬出することはできません。現在、使用済み核燃料プールに入つてゐる使用済み燃料ですが、原発が稼働すればするほど使用済み燃料はたまる一方です。六ヶ所村の施設に搬出するまで燃料プールのリラッキングをしたり、プールが満杯になつても搬出できないことを考え、九州電力は乾式貯蔵施設を原発の敷地内に建設すると思ひます。

まず、知事にお聞きします。

六ヶ所村の再処理施設の二十七回に及ぶ完成延期について、どのように受け止めておられますか。あわせて、次の予定は二〇二六年度内と聞いておりますが、これはうまくいくとお考えでしょうか。

次に、使用済み核燃料についての質問です。

三号機の燃料プールのリラッキングは十一月二十七日の完成予定でしたが、十二月に入つてから完成しました。それによつて貯蔵容量や、貯蔵体数はどのようになつてゐるのでしょうか、お示しく下さい。

乾式貯蔵施設については、令和七年五月に着工し、令和九年度に運用を開始する予定と聞いておりますが、乾式貯蔵施設に関する県の事前了解は六ヶ所再処理施設の完成後に乾式貯蔵施設を着工することを前提にして二〇二二年三月に了解されたものではなかつたでしょうか。六ヶ所村の施設が二十七回も完成延期となつてゐるため、前提は崩れております。

県の事前了解は無効だと思うのですが、どうでしょうか。

玄海一、二号機の廃炉作業についてお聞きします。

一、二号機は、運転中のときから脆性遷移温度が上昇し、県民世論と運動によって、今、廃炉作業に取り組みられています。そのスケジュールや終了時期について、九州電力からはどのように聞いておられるでしょうか。また、放射性廃棄物の処分についてはどのように行われる予定でしょうか、これについてもお示しいただきたいと思っています。

次に、高齢者に配慮した県営住宅の整備についてです。

県内には六十七団地、六千五百七十七戸の県営住宅があります。その多くが昭和四十年代から五十年代に建設されているため、建物や設備の老朽化が進んでおります。私もかつて県営住宅に住んだことがあります。現在、現在の県営住宅入居の方は高齢者が目立つようになってきました。ある高齢御夫妻は、住んでいた借家を出なければならなくなりましたが、幸い県営住宅に入居できるようになりました。けれども、トイレが段差のある和式トイレだったために、身障者であるその方たちは通院や買い物に便利なその団地を諦めて、ほかの団地に入居されたということです。バリアフリー化が言われている中で、トイレやお風呂場がそうならない団地がまだまだ残されていると思います。

これについて、トイレの洋式化ができていないものがどれぐらい残されているのか、お風呂場はどうなっているのか、また、五階以上の団地にはエレベーターをつけることになっていると思いますが、ぜひ安心して暮らしていただけるためにもこういったことについてお聞きしたいと思っております。未設置状況がどのようになっているのかお示しく下さい。

また、民間の借家、アパートは家賃が高くて、生活が苦しい方たちは公営住宅入居を望んでおられます。高齢者も増えています。バリアフリーの観点から、高齢者に優しい、入居しやすい環境を整えることが必要だと思います。ぜひ整備していただきたいのです。今後の整備の取組について、どう考えておられるのかお示しいただきたいと思っています。

次に、学校給食についてです。

一つは、学校給食の無償化についてです。

全ての子供たちに温かな給食を、今、全国で小中学校の給食費の無償化が広がっています。二〇二三年度の国の給食調査で今年六月に発表されたのは、全国千七百九十四自治体中五百四十七自治体、三〇・五%が小中学校などで全員を対象にした無償化を実施していました。小学校だけとか多子世帯などの一部無償化の自治体は百七十五自治体、九・八%です。青森県では、今年十月から県が自治体に半額補助をして、県内全てで実施されています。東京都と沖縄県では無償化をする自治体へ半額補助する方針を明らかにしています。

佐賀県内では、六自治体が無償化を行い、全学年実施しております。

また、一部補助は七自治体です。ここに佐賀県の地図を持ってきております。(パネルを示す)赤いところが全額無償化の自治体です。教育長にも見ていただきたいし、知事にも見ていただきたいと思えます。赤いところが全額無償。そして、オレンジのところは小学校六年生だとか中学校三年生だとか、第三子以降が無償だったり、それぞれ自治体によっての特徴は違うんですね。佐賀県では今こういう状況で十三自治体を取り組んでおられます。

県内二十自治体のうち、今見せたように、無償化及び一部無償化を実施しているところが十三自治体になってきたことから、佐賀県も青森や東京、沖縄のように半額補助などを行い、給食無償化が広がるようにしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、パンの小麦についてです。

外国産小麦の九〇％に農薬グリホサートの残留が確認されているといえます。パンの小麦について、県内産、国内産のみとしている自治体は順次増えておりますが、それでも数自治体が輸入小麦のパンを使っております。たとえ米飯給食が中心になっていてもパンを食べるときもありますし、外国産小麦使用というのは子供たちの安全面から考えてとても不安です。国産、県産にさせていただくべきではないでしょうか、どのようにお考えでしょうか。

次に、有機食材についてです。

この夏、私は文科省へも学校給食のことで要請を行いました。有機食材については全国的にも増えているのですが、県内では残念ながらまだまだ使用されていません。みやき町と上峰町が協議会を立ち上げているとのことですが、まだ実施するまでには至っておりません。この取組を県内に広げていただけたらと願っております。

有機食材はミネラルを多く含み、体が活性化します。基礎体温を上げて、アレルギー症状の緩和にもつながるとも言われております。単価が高いのが残念ですが、有機食材導入についてどう思われるのか、推進していただけましたら幸いです。いかがお考えでしょうか、お示しいただきたいと思えます。

以上、四問お聞きいたしました。御答弁をお願いして第一回目の質問

を終わります。

◎山口知事 登壇 Ⅱ 武藤明美議員の御質問にお答えします。

まず、佐賀空港へのオスプレイ等配備に関しまして、米軍オスプレイの市街地上空飛行に関するお尋ねについてお答えします。

米軍につきましては、日米安全保障条約、日米地位協定などに基づいて、駐留が認められています。そして、陸自機であっても、米軍機であっても、その飛行については一般の航空機に対する航空法の規定と同じ取り扱いと認識しています。

米海軍オスプレイの防衛省から県への事前連絡の内容、飛行に関する法令などについて政策部長から補足させます。

続きまして、一連のオスプレイの事故に関する質問についてお答えします。

飛行の安全は何よりも大切です。そして、事故などが発生した場合に大事なことは原因やその対策を確認することです。昨日も徳光議員に申し上げましたが、与那国駐屯地の事故については、事故発生の当日に直ちに県から防衛省に対して原因の究明と安全対策について、速やかな情報提供を要請いたしました。そして、十一月十四日に事故の概要や原因、再発防止策などについて防衛省から県へ説明がありました。その説明のあった事故の原因、再発防止策などにつきまして政策部長から答弁させていただきます。

次に、駐屯地からの排水に係る水質基準に関することにつきましては、こちらも政策部長からお答えします。

次に、オスプレイ受け入れを中止すべきではないかとのお尋ねがございました。

私は佐賀空港の自衛隊使用要請受け入れの中止は考えておりません。一方で、先ほども申し上げましたが、オスプレイの事故などが発生した場合に大事なことは一つ一つ原因、そして、その対策を確認していくことです。今後もオスプレイの安全性に関する疑問や不明な点が生じた際には、その都度、防衛省に確認していくとともに、安全対策の徹底を申し入れていきたいと考えています。

続きまして、原発関係で六ヶ所再処理工場の竣工延期についてお尋ねがございました。

核燃料サイクルの中核的な施設であります青森県の六ヶ所再処理工場の竣工目標が二〇二六年度中に変更となりました。これまでも幾度も延期が繰り返されておりまして強い問題意識を持っております。二〇二六年度中の竣工を実現してほしいと考えます。

原子力発電所で発生する使用済み燃料については、これを再処理し、回収されるプルトニウムなどを有効利用することが国の基本方針です。そして、私の考えは、かねてから申し上げておりますが、核燃料サイクルについては国と事業者が責任を持って進め、それぞれが責任を果たすべきです。

国に対しては本年の五月にも政策提案を行って、国が責任を持って核燃料サイクルを進めていくように強く申し入れを行いました。今後とも機会を捉まえて求めていきたいと思えます。度重なる延期は核燃料サイクルに対する信頼を揺るがすものです。国と事業者が責任を持って真剣に取り組む、結果を出してもらいたいと考えています。

◎平尾政策部長 登壇 Ⅱ私からは、佐賀空港へのオスプレイ等配備について知事答弁の補足を含めまして大きく三項目お答え申し上げます。

まず、十一月十四日の米軍オスプレイの飛行に関する事前連絡の内容及び飛行関係の法令等について知事の答弁を補足させていただきます。まず、県への事前連絡でございますけれども、米軍オスプレイが福岡空港を利用するという件につきましては、前日、十一月十三日に九州防衛局から県に対して情報提供がございました。

具体的な内容でございますけれども、東シナ海において訓練参加中の米空母ジョージ・ワシントンに、十四日、在京米国大使館が訪問を予定されている。その際に日本を含む他国の政府関係者を当該艦艇に招待して、共同記者会見を含むイベントの実施を計画している。米軍によると、在京米国大使館に加え、日本を含む他国の招待者及びメディアの艦上への輸送のため、距離及び着艦要件等の理由により、米海軍CMV22オスプレイが福岡空港を利用予定であり、飛行機数は三から四機、九時三十分までに福岡空港に到着し、その後、空港を出発。十五時に福岡空港に到着し、その後、空港を出発するというものでございました。

このように、東シナ海の空母への輸送のため、福岡空港を利用するというところでございまして、飛行経路は特に示されておりません。防衛省に対して意見なども特に申し上げてはおりません。

次に、市街地上空の飛行についてでございます。飛行に関する法令等について答弁をしたいと思います。

自衛隊機の飛行は航空法の適用を受けます。米軍機は、日米地位協定に関する航空法の特例法などにより、航空法の条項の多くが適用除外とされており、飛行経路につきましては、航空法の規定が適用され、管制機関へ通報することとなっております。

また、飛行高度につきましては、一九九九年の日米合同委員会の合意

により、低空飛行訓練を実施する際には、航空法の最低安全高度と同一の規制を適用するものとされており。

このため、陸自機であっても米軍機であっても、通常の飛行における飛行経路や高度につきましては、一般の航空機と同じ取り扱いとなり、自治体への連絡や許可は定められておりません。

続きまして、陸自オスプレイの事故に関する防衛省からの説明内容及び住民説明会の開催につきましてお答えをいたします。

防衛省が調査結果を公表いたしました十一月十四日に江原九州防衛局長をはじめ、木更津駐屯地に所在し陸自オスプレイが所属する第一ヘリコプター団の廣瀬団長などから、私が対面で説明を受けました。主に三点説明を受けました。

主な説明内容として、まず、事故概要でございませけれども、陸自オスプレイが日米共同統合演習の中で、離陸のために上昇を開始した際、高度低下が発生し、離陸を中止して、周辺の平地に接地をしました。その後、再度機体上昇し、左右交互の揺れが発生したことで左ナセル——エンジンやギアボックスなどが収納された部分でございませけれども、この部分が地面に接触をし、機体の一部が損壊をしたという説明でございました。

事故原因につきましては、物的要因及び外的要因が事故に関連がなく、人的要因に起因するものであるとの説明がありました。

具体的には、離陸時に一時的にエンジンの出力を上げるためのスイッチ——インテリム・パワー・スイッチと言いますが、このスイッチの入れ忘れ、パイロットの操作ミスにより左右に揺れる不安定な状態が発生したこと、こうしたことが事故の原因であるとのことでございます。

した。

再発防止策につきましては、エンジン出力関連の機能を作動させるスイッチの入れ忘れを防止するためのマーキングの実施、機長及び副操縦士によるホバリング移行前の操作手順の読み合わせに係る教育及び訓練の実施、こうしたことなどを徹底し、陸自オスプレイの飛行を再開するというところでございました。

防衛省からの説明を受けた私からは、隊員への教育や訓練などについては、今回限りの措置ではなく、反復、継続して取り組んでいくこと、また、今後とも安全性について常に追求し、説明責任を果たしていくこと、こうしたことなどを申し上げました。

なお、現状において、防衛省へ住民説明会の開催を要請する状況にあるというふうには考えておりません。

最後に、公害防止協定における水質基準について、水質の測定値及び駐屯地開設後の水質基準についてお答えいたします。

九州佐賀国際空港の東側に平和搦樋門、西側に国造搦樋門がございます。この両樋門から排水をされておりますけれども、令和五年度の国造搦樋門地点におけます年平均値、PH——水素イオン濃度、こちらは八・五、COD——化学的酸素要求量、こちらについては六・三、SS——浮遊物質、こちらについては三八・一でございます。

また、同じく平和搦樋門地点における年平均値でございますけれども、PHが八・八、CODが七・五、SSは四二・四となっております。

駐屯地開設後の水質基準でございますけれども、駐屯地からの排水は水質を確認した上で空港の場周水路に排水をされることとなっております。駐屯地開設後もこの現在の数値は基準となると考えております。

以上でございます。

◎諸岡県民環境部長 登壇Ⅱ私からは、原発行政のうち、使用済み燃料に関して二点、玄海一、二号機の廃炉作業に関して一点お答え申し上げます。

まず、玄海三号機の使用済み燃料プールのリラクシング工事についてでございます。

このリラクシング工事につきましては、令和二年の第一期工事から始まり、先月二十八日に最終となる三期工事が完成したところでございます。その後、一昨日、今月二日から運用を開始されたところでございます。

これによりまして、玄海三号機の使用済み燃料貯蔵プールの容量は工事前の千五十体から六百二十二体増加し、千六百七十二体となっております。

玄海三号機の貯蔵プールには、現在、使用済み燃料が合計九百七十八体貯蔵されております。

また、四号機のプールにつきましては、今回リラクシングの工事を行っておりませんが、貯蔵容量千五百四体に対して、現在千二百八十体が貯蔵されている状況でございます。

次に、乾式貯蔵施設設置の事前了解についてお答えします。

玄海原子力発電所の乾式貯蔵施設は原子力規制委員会による審査により、法令上の要求事項に適合することが確認された上で許可がなされております。

この原子力規制委員会の審査の過程において、九州電力は、今後の使用済み燃料貯蔵量の推移を示す際、六ヶ所再処理工場の竣工予定時期を

想定して説明をされたものの、乾式貯蔵施設の着工時期との関係性、どちらが前か後ろか、こういったことにつきましては、法令上の要求事項とはなっておりません。

県としては、原子力安全の専門の先生方にも意見をお聞きしながら詳細な確認をいたしましたところ、九州電力の計画及び原子力規制委員会の審査内容に不合理な点はなかったことから事前了解を行いました。

続きまして、玄海一、二号機の廃炉作業についてお答えいたします。

玄海一号機では、平成二十九年七月十三日から、玄海二号機では、令和二年六月二十九日からそれぞれ廃炉作業が行われております。

九州電力の計画では、この廃炉作業の全体の工程を四段階に分けて行うとされております。

現在実施中の第一段階では、放射性物質による汚染がない設備の解体撤去及び汚染の可能性のある設備の状況調査が行われております。これが令和七年度までの予定でございます。

第二段階は、比較的汚染が少ない設備の解体撤去が行われます。これが令和八年度から令和二十二年度まで。

次に、第三段階では、比較的放射能レベルが高い原子炉本体など、主要な機器の解体撤去が行われます。令和二十三年度から令和二十九年度までの予定でございます。

そして、最後の第四段階では、全ての設備などを撤去した後の建屋の解体撤去が行われることとなっております。令和三十六年度に全ての作業が完了する計画となっております。

現在、廃炉作業は第一段階を順調に進んでおり、放射性廃棄物は発生しておりませんが、今後、第二段階以降の段階で発生することになります。

す。
今後発生する放射性廃棄物は、その放射能レベルに応じた処分が行われることとなっております。

例えば、原子炉内の構造物など、比較的放射能レベルが高い廃棄物につきましても、地表から深さ七十メートル以上の地下深くに建造物を設置して、その中に埋設することや、放射能レベルが低い廃棄物については地表からそう深くないところの地中を素掘りして埋設するなどされております。

九州電力は、今後具体的な処分の方法や処分先を決定するとしており、県としてはこうした動きについても今後ともしっかり確認してまいります。

私からは以上でございます。

◎横尾県土整備部長 登壇〓私からは、高齢者に配慮した県営住宅の整備について二点お答えいたします。

まず、洋式トイレ、ユニットバス、エレベーターといった設備の設置状況についてお尋ねがございました。

県では、令和六年三月末現在で六十七団地、六千五百七十七戸の住宅を管理しております。現在、老朽化した台所などの水回りの設備更新に合わせて、洋式トイレやユニットバスなどの住戸内の改修を行っているところがございます。

洋式トイレとユニットバスの設置状況でございますが、洋式トイレは五千七百三十四戸で設置しております。設置率は八七％、約九割となっております。また、ユニットバスは五千二百七十二戸で設置しております。設置率は八〇％というふうになっております。また、エレベーター

ターにつきましては、五階建て以上の住棟に設置することとしておりまして、五階建て以上の住棟があります十五団地、七十九棟のうち、九団地、五十四棟に設置をしております。設置率は六八％となっております。

次に、今後の整備についてお答えいたします。

県営住宅につきましては、これまでストックを効率かつ円滑に管理していくために、佐賀県公営住宅等長寿命化計画を策定いたしまして、維持管理や修繕工事を行っているところでございます。

トイレの洋式化やユニットバスの設置につきましては、台所などの水回りの設備更新に合わせまして、入居者との調整が整ったところから改修を行っているところでございます。また、エレベーターにつきましても、五階建ての住棟を対象に、団地ごとにエレベーターの設置箇所すとか工事中の駐車場の確保など、そういったことの調整が整った箇所から設置を行っているところでございます。

県営住宅におきましては、六十歳以上の高齢者がいる世帯が全世帯の約六割以上を占めているということがございます。県といたしましては、今後の県営住宅としての役割も踏まえ、高齢者や障害者を含めた入居者の安全な暮らしに配慮しながら必要な整備に取り組んでまいります。

私からは以上です。

◎甲斐教育長 登壇〓私からは、学校給食について御答弁いたします。まず、学校給食費の無償化についてでございます。

学校給食費における食材料費は、学校給食法に基づき、保護者負担が基本となっております。

保護者への支援としては、家庭の経済状況等に応じた特別支援教育就

学奨励費や、経済的理由によって就学困難と認められる場合には要保護準要保護児童生徒援助費補助金といった就学援助制度がありまして、県立、市町立学校ともに、それぞれ県及び市町において支援が行われているところでございます。

また、学校給食費の食材料費の値上げ分についても令和四年度から県立学校へ支援を行っております。多くの市町においても同様に保護者負担の軽減を図るため支援が行われております。

このように、既に学校給食費への支援は行われているところでありまして、県立学校の給食費無償化及び市町に対する学校給食費の支援というのは考えておりません。

次に、学校給食用パンの小麦についてお尋ねがございました。

県内の学校給食でパンを提供する頻度というのは、各学校で平均すると週一回あるかないかといったくらいですけれども、ほとんどの学校では県内の学校給食用パンを製造している工場から供給を受けておりまして、このパンに使用されているのは県産小麦「はる風ふわり」となっております。

こうした県産小麦を使用したパンに限らず、学校給食における県産食材の使用については、食育の一環として地域の産物を知ることにつながるなど、意義があることだというふうに思っております。

続きまして最後に、有機食材の学校給食への利用についてでございます。

環境への負荷が少ない栽培法である有機農業で作られた有機食材の学校給食での利用については、持続可能な農業、環境に配慮された食材などについて考える機会となり、子供たちの学びにつながるものと考えま

す。

県内では、議員から御紹介がありましたように、上峰町とみやき町が共同で有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む産地、「オーガニックビレッジ」を目指し、「有機農業推進協議会」が設立されるなどの動きがあると承知しております。また、上峰町やみやき町では有機食材を学校給食に取り入れていきたいというふうな意向があると伺っております。

しかしながら、現時点におきます有機食材の学校給食での使用につきましては、県内における有機農業の取組面積がまだ僅かであり、収穫量が少なく、食材の確保が難しい。除草作業等に多くの労力がかかることなどにより、一般的な食材よりも価格が高いなどの課題があると受け止めております。

教育委員会としましては、有機食材についてはまだ学校給食に安定的に提供できるほどの段階ではないというふうに認識しております。今後の有機農業の普及や食材の価格、流通量などの状況を見ていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎武藤明美君 登壇 〓それぞれ御答弁いただきました。再質問させていただきます。

これは質問ではなくて要望なんですけれども、県営住宅の問題でいえば、大手の建設会社とかを利用することではなく、地元の小さな業者さんたちへの仕事が回っていくわけですから、これはぜひぜひ改修、改善を地元の業者の活性化のためにも進めていただきたいというふうに思っております。

先ほどお答えいただいたように、まだ洋式トイレも、それからユニツトバスなども未設置のところがありますし、エレベーター等も残されておりますけれども、ぜひそれは前向きに、予算をしっかりと獲得しながら頑張っていたらというふうに思っております。お願いしておきます。

給食のことをまずお聞きしたいと思っております。

今、本当に子供たちの貧困が言われております。七人に一人が貧困というところで、一日三食食べられるかどうか分からないというお子さんも増えているわけです。中には給食が唯一の栄養補給になっている場合もあるわけです。朝は菓子パンを食べたりとか、牛乳だけで済ませたりとか、牛乳だったらまだいいんですけど、ジュースを飲んできたりとかいうふうなこともあったりしています。

また、夜も保護者の働き方によって遅い食事になったりしているわけです。それで、子供たちは眠くて御飯も食べないで寝てしまうというよなこともお聞きしております。そういう子供たちが本当に学校給食の存在というのがどんなにありがたいかというふうなことから考えていけば、やはりこの学校給食の在り方、いろいろ必要保護だとか必要保護だとかには手当てをしているからというふうなことでおっしゃったけれども、やはり先ほどの佐賀県内の地図で御覧いただいたように、完全に無償化しているところもあれば一部無償化のところもあるというふうに進んできています。全国的にもそれは進んできています。そういうことを考えれば、必要保護だとか必要保護だとか言っている場合ではもうなくなつて、本当に子供たちに心を寄せて給食の無償化、子育ての応援をするということが増えてきているんですね。なので、これはぜひ教育委員会と

しても努力をしていただきたいというふうに思っております。

一つは、予算を握っている知事に、佐賀県として子育てしやすい県として頑張っておられるわけですから、この問題にも目を向けていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。全国知事会も多分国に要請をされたというふうに認識しているわけですが、そのことに対する知事のお考えについてお聞かせいただけたらと思います。

また、佐賀県は今、「こども基本法」に基づいた「こども計画」の検討もしておられますけれども、子育て家庭への支援事業の一環として給食費の無償化など、子供の貧困をしっかりと念頭に置いて、みんなと同じようなものが食べられるということが、どんなにみんなの心を通わせるかという観点でも考えていただけたらなというふうに思うんですね。市町が頑張つてやっている。だから、市町と共に実現できるように、例えば、「こども計画」に反映させるといようなお考えはないのかどうなのか、そこをお聞きしたいなと思っております。

それと、パンの小麦の問題なんですけれども、ほとんどの学校が工場から供給してもらつて、「はる風ふわり」を使っているというような御答弁だったんですけど、しかし、やはり一部の市町では外国産を使っているというところがあるわけです。米飯給食が進んでいって、パンは週に一回とはいえ、そういう外国産の小麦を使っている子供たちのことを思えば、ほかの市町の子供たちが「はる風ふわり」を使ったパンを食べっていて、そこだけが残されているというのはあまりにもひどいんじゃないかなというふうに思いますので、そこは本当に変えていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、有機食材については、先ほども御紹介がありましたけれども、本当に農業分野でも難しいというふうなことは分かるんですけども、やはりこれを大いに推奨していただいて、そういう方向に進んでもらえるように、みやき町や上峰町が協議会を立ち上げている、そのところにも目を向けつつしていただけたらというふうに思いますが、教育長に御答弁をお願いしたいと思っております。

それから、原発の問題になりますけれども、今、リラッキングが三号機の場合は完成したということで、結果的には六百二十二体分余計入るようになったということなのですが、まだ実際にはそこに入れているという状況はあっておりますけれども、この完成結果、いっばいいっばい詰め込んでいくと、やはり核分裂性物質が一定濃度になって核反応が起きるといふ心配もあるわけです。これは地震などによって、リラッキングで核分裂が起きて臨界が起きるといふことだって想定できるわけですから、その点について皆さんたちはどのようにお考えなのか、それを明らかにしていただけたらと思います。

そして、知事も六ヶ所村の施設が二十七回も延びてしまったということについては心配もしておられると思うんですけども、国が、あるいは電力事業者関係で信頼をちゃんと回復するように、責任を持って取り組んでほしいということをおっしゃったわけですから、本当に心配もしているんだと思うんです。しかし、この核燃料サイクルの在り方というのは、既に破綻しているというふうに思うんですね。それで、これについて、そこばかりに頼るといふような在り方はよくないし、本当に原発の使用について、後始末が最終的にはできないものだというふうな立場から原発については中止をしていただけたらというふうに思う

んです。

先ほど事前了解は別に無効になっているわけではないんですけど、専門家を入れても話を聞いたとおっしゃっているけど、どんな専門家に話を聞かれたのかも明らかにしていただきたいと思えます。無効にならないというところであるなら、その理由をもう少し詳しく御説明いただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、オスプレイの問題です。

私が聞いたところによると、十三日に県にはメール一本届いたということで、多分先ほど平尾部長が読み上げられたのがその内容だったんだろうと思うんですけども、佐賀市街地の上空を飛ぶということの認識はなかったのでしょうか。そういうことも聞き合わせていないということであれば、ただ、福岡空港から東シナ海のほうに向かって飛ぶというのであれば、佐賀上空も飛んでいくんだろうというふうに思っています。寄せられなかったのか、それについて聞き返すというようなこととかは全然しなかったのか、本当に不思議でならないんです。ただメール一本来たら、はいはいと言って了承されるのかどうか、そこを姿勢としてはおかしいのではないかとこのように思いますので、どうだったのかを明らかにしていただけたらと思います。

それから、先ほど事故についての話もいたしましたし、御答弁もいただきました。オーストラリアでの事故はハード・クラッシュ・エンゲージメントの問題があったと。それから、度重なる予防着陸という名の緊急着陸が起きている。いろんな要件があつて、そういうことになっていったんだろうと思うんですけども、屋久島沖ではギアボックスの不具合があったということも明らかになっています。確かに与那国の陸自

のオスプレイは、すべき作業を全然していない。ボタンを押すという初步的なことがなぜできなかったのか。私たち、自動車を運転する際にボタンを押さないとエンジンはかからないです。そのことを思ったら、一番最初にしなきゃいけないことがなぜできなかったのか。出発間際にいろんな不手際があつて、それに気を取られていてできなかったというふうな説明も、これは九州防衛局で聞いたんですけれども、ただ、それができないということ自体、本当に訓練を受けたちゃんとしたパイロットなのか、そういう人たちの仕事なのかと疑問でなりません。

平尾部長は、今回だけの問題ではなくて、今後ともちゃんと注意を払うようにということをおっしゃっていただいたとおっしゃいましたが、予防着陸についてもいろんな要因があつて、そういう事態になつてきているわけだし、説明責任を果たすようにということもおっしゃっているわけですから、説明責任を果たすというのであれば、陸自オスプレイが来年配備されるであろうこの佐賀県の私たちにまずちゃんと説明をしてもらいたい。だから説明会を開いてほしいということをおっしゃっています。それについて、全く説明会はしなくてもいいというふうにお考えなんでしょうか。本当に佐賀県民に心配を抱かせたままのこの在り方でいいのでしょうか、私はおかしいと思います。ちゃんとしていただければというふうに思っています。

アメリカではこの危険なオスプレイに対して製造中止というのに、世界の中でそれを買う人もいないのに、日本だけがオスプレイを買わされています。これは納得できない問題です。不要品を買わされていると見えるようなものです。製造中止品を配備されること、知事はどういう見解をお持ちなんでしょうか。陸自が入れるから、佐賀空港に来るとい

から、それを認めるんだというふうな、そのまま国の言いなりになっておられるのでしょうか。私は、こういった一連のことを考えてみたら、安全とは到底言えないというふうに思うんです。なので、これについて本当に佐賀県民の安全を守っていくという立場からの知事の考えをお聞きしたいというふうに思っております。

いろんな環境のことについてもお聞きしましたけれども、PHです、これは八・三を上回ってはいけないというふうな基準になっているはずなんです、令和五年度では八・五になっていますね。これは国造揚の数値です。そして、平和揚も八・八ということなんです。いずれも八・三を上回っているというふうに思います。PH基準より高いんです。その認識はどんなふうにお持ちなんでしょうか。

今社会的問題になっているPFASなどについても考慮すべきなんじゃないかというふうに思うんですけれども、こういったことについても今後の環境という点で基準を設けたりはしないのかどうか、そこも改めてお考えをお聞きしたいというふうに思っております。

先ほども述べた幾つかの状況がありますね。日米合同演習に必ず参加させられるといったこと、そして、米軍も我が物顔に佐賀の空を飛ぶということ、それから、陸自オスプレイのうち十六機になるほど一機は大破してしまつたといった危険な状況にあるということ、丁寧な説明をするとは繰り返している防衛局は住民の説明会も開かないということ、本当に不安でならない、こういった問題があるからこそ、私たちは住民説明会をせよ。中止すべきだというふうに私は考えているんですけれども、皆さんたちがどうしても配備するというお考えを変えないのであれば、本当に丁寧な説明をしなければならぬというふうに思います。いろん

な状況がある中で、オスプレイは配備中止をすべきだというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

さらに言えば、木更津の陸自オスプレイはこれまでも日米合同演習に数回参加しているんです。そういう実績を今つくっているわけですね。陸自オスプレイが佐賀空港に配備されれば、やはり米軍と一緒に合同演習などを行うわけです。米軍にとっては格好な手先にされていくのではないのでしょうか。本当に県民が危険にさらされるということは明らかではないでしょうか。そういった心配を私は持っておりますので、多くの方がオスプレイについては来てほしくないよということをしたくさん言われておりますので、しっかり県民の気持ちに寄り添っていただきたいというふうに思っております。それについてもお考えをお聞かせください。

以上です。

◎山口知事 登壇Ⅱ武藤議員の再質問にお答えします。

まず、学校給食について財政を持つ知事としてどう考えるかということだったと思いますけれども、まず、学校給食をみんなで楽しく充実した食を分かち合うことができたならばいいと思います。もともとスキームとして、いわゆる学校の無償化とか、そういう議論を行う前に、私は給食無償化というのを国が率先してやっていくということが、すぐ子育て支援には大きな役割を果たすのになとずっと思っはいるんですけれども、現実には、学校、そして、教育に対する支援というものが無償化から始まって様々な就学支援が入っている、こういう状況の中で、今、佐賀県知事としてこの学校給食に対して県立学校とか市町に対する支援というのはなかなか困難だと思っております。

続きまして、核燃料サイクルについて再度御意見をいただきました。

これも再三申し上げますように、二十七回でしたか、これはずっと延期、延期で来ているわけです。非常にゆゆしき事態だと私も思っていて、これには度重なる強い要請を国のほうにしています。特にここ数年はその要請をするたびに相手側は代わるわけですから、人事異動をして代わって、それぞれが自分のいるときだけ頑張りますと言っても困るんですよというところまでも私は申し上げているんです。いよいよ何とかなりそうですという返事は強いかなとは思っているんです。いよいよそろそろだという雰囲気は何となく伝わっては来るんですけど、でも、今回は二〇二六年度中というふうにまた再度話があったので、これをしっかりとやっていくと、責任を持って進めていきたいと考えております。結果を出していただきたいと思っております。

三問目ですが、オスプレイの安全性に関して、撤回すべきではないかといったお話だったと思います。安全性というのはもちろん大事でありますし、飛行の安全を確保していかなければいけません。それは防衛省も全く同じ意見です。しかしながら、絶対安全ということはありません。ここが一つの大きなポイントでありまして、その中で少しでも安全にやるように一つ一つのチェックをしていくということが大事です。

そして、我々が考えなければいけないのは、今国際社会が不確実性が高まっています。もちろん戦争がない平和な世の中というものを我々が希求しているものでありますけれども、何とかこの平和な社会を次の世代へつなげていきたい、そのためには国防というのは私は大切だということに思うので、国防の負担は国全体で分担して分かち合う必要があるとかねがね申し上げております。

その中で事故というものが発生したときに、一つ一つどういふ事故であつたのかということ強く注視して、原因究明をして、我々が再発防止も共にみんなでよくそれをチェックしていくという姿勢はとても大事だと思ひますので、今後とも、疑問や不明があれば、その都度、防衛省に確認して、安全対策の徹底を申し上げていきたいと考えております。

◎平尾政策部長 登壇Ⅱ私からは、オスプレイに関して何点か再質問にお答えいたします。

まず、防衛省からの連絡があつた際に、特に防衛省に対して何か意見は言わなかつたのかというようないふことでございました。

防衛省の連絡については、議員からございましたように、未確定の段階での情報提供ということでもございました。また、飛行経路、こういったものも特に示しておられなかつた、こういったこともありまして、特に防衛省に対しては意見などは申し上げていないといったところでございます。

続きまして、与那国での事故でございますけれども、スイッチの押し忘れがどうやって起きたのかというようないふことでございましたけれども、防衛省から聞いているところによりますと、飛行の直前に搭乗の人員の変更等もあり、また、その人数が変わることによって運ぶ重量が変わる。そうすると、いろんなスイッチ操作をする必要があるといったことで、そこそ何か時間に追われてというようなことで、そういったことで本来押すべきスイッチを押し忘れたというような説明でございました。

こういった事故があつているのに説明会をというようなことでございましたけれども、防衛省は事故調査、こういった結果についても、ホームページにも掲載をいたしております。また、本県をはじめとした関係

自治体には速やかに説明にも来られております。県も防衛省からの情報提供や報告を受けたもの、これは県のホームページでも広く県民の皆様にお知らせをしているところでございます。現状で防衛省に住民説明会の開催を求めるといふことについては考えていないといふことでございます。

最後に、水質のお話でございました。二つの樋門からの水質、武藤議員のほうから基準が八・三、これを超えているのではないかといふようなことでございました。

少し数字をお示したいと思ひます。国造堀の樋門、令和元年から令和五年までの数字を読み上げますと、八・六、八・三、八・五、八・四、八・五といふことで、今、八・三をクリアしたのはこの五年間で一回だけ。平和堀につきましては、八・八、八・五、八・八、八・七、八・八と一度もこの八・三をクリアしていません。この令和元年といふのは、御案内のとおり、駐屯地の工事はまだ始まっていないような状況の中での数字でございます。

この数字でございませうけれども、このPHなんですけれども、酸性やアルカリ性の度合いを見る指標でございませう。ノリの養殖にもこのPHといふものは影響を与えるようなものでございませうけれども、この現場の環境をいいますと、閉鎖的な水域、ここでございませう。こういったところといふのは植物プランクトンの影響を受けて、高い数値を示すことがございませう。ここは水路が停滞をしているため、自然事象として、時として高いPHが検出されると。今、数値を示したように、以前からこの水域は高い数値を示しているといふようなことでございませう。こうした数値につきましても、公害防止協定の関係機関で構成する佐賀空港公

害対策連絡協議会、こちらの中で漁業者の方々にも示しているというような状況でございます。

私からは以上でございます。

◎諸岡県民環境部長 登壇Ⅱ私からは、原子力発電関係について二点お答えいたします。

まず、玄海原子力発電所の使用済み燃料貯蔵プールのリラッキングについて、貯蔵容量が増えたことで、今後、使用済み燃料がいつぱいになったときに核分裂が続いて臨界する、そういった心配もあるんじゃないかということでございます。

使用済み燃料の貯蔵につきまして、臨界というのは、まず真つ先に確認しなければならぬ項目でございます。リラッキングの審査に当たりましては、プール内に全て使用済み燃料が貯蔵された状態で、それでも臨界にならないという確認をされております。その際、プールの中のラックと呼ばれる使用済み燃料を収める金属の筒がございますが、ここにはホウ素という中性子を吸収する物質が含まれております。こういうことで臨界が抑えられるということになっております。

また、通常はプールの水の中にもホウ素が含まれておりまして、中性子を吸収して臨界を抑えるという効果がございますが、審査の際にはこのホウ素もない、薬品も加えられていない純水で満たされた状態、そういったことも条件として解析した上で確認がされているところでございます。

続きまして、乾式貯蔵施設の事前了解に当たって専門家の意見を聞いたということ、どういった専門家かということでございます。

専門家の方々は、原子炉工学の方、それから核燃料工学、放射線を専

門にされる方、また、地震、耐震の専門の方にも御意見を伺っております。その上で、安全性の確認につきましては、乾式貯蔵容器の放射性物質の閉じ込め、監視機能、それから、臨界しないかどうか、放射線を遮る遮蔽能力、それから除熱、電気や水を使わず熱を取り除くという機能が大丈夫なのか、こういった観点から確認をいたしまして、安全性を確認して事前了解したものでございます。

私からは以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私には、学校給食について御質問をいただきました。

初めに、給食用のパンについてでございます。

先ほど答弁のときにほとんどの学校がという御答弁をしましたところ、一部の学校についてはというお尋ねでございました。

そのほかの一部の学校につきましては、先ほど申し上げた県内の学校給食用パンを製造している工場以外で製造されたパンを購入されております。そこでは県産小麦粉は使われておりませんが、国産と外国産の混合小麦を使用しております。こうした学校は、パンの提供が学期に一回など回数が年間を通じて少ないため、量や配送の面から県内学校給食用パン工場との年間契約が難しい状況でございます。

外国産小麦について言及がございましたけれども、一般に国内に流通する食品というのは、輸入食品も含めまして国や自治体において食品衛生監視が行われて、基準を満たしていないものは流通させない仕組みとなつているというふうに承知しております。さらに学校給食におきましては、学校給食衛生管理基準に沿って学校給食の食材検査というのを行っておりまして、安全・安心な体制を取つていただいております。

また、有機農業について推奨ということでお尋ねがありまして、教育長としてどうお答えしようかなと思うところもございませうけれども、私の理解としましては、有機農業に関するイメージは様々あると思うんですけども、有機食材と名のれる有機JASというのは栽培のルールを定めたものでありまして、出来上がった農産物の品質に関する基準ではないというふうに承知しております。もちろん有機農業というのは、環境への負荷が少ない優れた取組だというふうに思っていますけれども、まだ僅かしか流通しておりません。私たちが一年を通じていろんな食材を食べられるとか買うことができるというのは、やはり慣行農業とか通常の農業があつて、農産物が安定的に供給されているからだといったこと、また、食の安全を守るための仕組み、生産段階、流通段階、様々なそういった段階でチェック体制などがあるということを広く知っていたり、だくことも大切なのではないかなと思う次第です。かつて食の安全とリスクコミュニケーションも担当しておりましたので、そういうことを思っております。

県教育委員会として、学校給食に有機食材をという旗振りをするのは少し違うと考えておりました、もちろん十分に流通して、学校給食に利用できるという環境が整ったら考えたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

◎武藤明美君 登壇Ⅱ三回目の質問になりました。

知事、オスプレイの問題について、国防上、大切だ、必要だと、だから容認しているというような口ぶりですけども、私はこんな軍備が軍備を呼ぶような国防というのは本当に許されるんだろうかと。今、世界を見ても、軍備をすればするほどいろいろ問題が起こってくるという中

にあつて、例えば、東南アジアのASEANでは、やっぱり対話でもって国を平和に保とうという試みがされておりまして、本当に千五百回ぐらいいも対話を重ねながらあの地域を安全な平和な地域に保っているという努力があつているんですね、軍備増強ばかりだとそうはならないけれども、本当に誠実に平和の外交努力ということで対話の外交努力を重ねていけば、それは本当に有効になってくるので、やっぱり他国に学びながら、もう日本はアメリカがこう言えばすぐそれに従うとか、ああ言えばすぐそれに従うというふうになっていきますので、そういったところをやはりもつと冷静になっていくような外交努力が必要なんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、事故の問題で、昨日も論議があつていたかと思うんですけども、AP通信は元司令官の発言として、この機能の頻繁な使用は部品を摩耗させる可能性があり、推奨しないというふうに言っている一方で、中谷防衛大臣は、米側から提供された操縦マニュアルで、離陸時には必ずインテリム・パワー・スイッチボタンを押さないといけないというふうに決まっている。相矛盾するような状態があるわけです。ですから、やはりここは慎重に防衛省にもアメリカへの問い合わせ等も求める、こういった専門家への対応を求めるといったことをしていくべきではないか、もうちょっと慎重にしていかなきゃいけないというふうに思いますので、そのところをどのようにお考えなのか明らかにしていきたいと思っております。

以上です。

◎山口知事 登壇Ⅱ武藤議員の再々質問にお答えします。

平和は大切です。その上で、考え方の相違だと思っておりますけれども、

様々な考え方の、そして、様々なこれまでの歴史をたどってきた国が世界にはあります。ですので、対話や外交というのはもちろん大切です。これを第一義にしっかりとやっていくことは大切ですが、こういった混沌とした世界の中で国防をしっかり保持することは私は大切だというふうに思っておりますので、その上で外交対話努力をしていくという考え方がございます。

◎平尾政策部長 登壇Ⅱ武藤議員の再々質問にお答えいたします。

A P通信でのスイッチのことに触れられて質問がございました。

防衛省に対して、我々もこの報道があったのを承知してから問い合わせを行っております。防衛省からは、陸自オスプレイの操作マニュアルでは、離陸時には必ずスイッチをオンにすることとされており、頻繁な使用を推奨していないとの指摘は当たらないというふうに返ってきております。また、現時点で米側から部品を摩耗させる可能性があるといった情報提供はないというふうに返事があっております。

以上でございます。

◎藤木卓一郎君（拍手）登壇Ⅱ本年六月に一般質問をしまして、それから九月は特別委員会、または総務常任委員会のほうで、大学の整備と設置ということについて、自分なりに一生懸命、構造的な問題と思えるようなことについてしっかりと議論をさせていただきました。

六月の一般質問を踏まえて、あれから五カ月間様々な活動をさせていただいたわけですが、その間幾つか気づきがあったので、そういった気づきについて県執行部に質問させていただきたいというふうに思っております。しっかりと頑張りたいと思います。

問一、佐賀県の広報について、「サガプライズ！」についてというこ

とでございます。

本県では、情報発信プロジェクト「サガプライズ！」に取り組んでおられますことは、県議会はもとより、多くの県民の知るところになっていきます。

直近では、佐賀県の形がゴジラに似ているということからゴジラを「佐賀県かたち観光大使」に任命し、就任会見が十月の三十日に東京都内で行われております。

ゴジラは本県の観光大使です。島耕作副知事は漫画のキャラクターで自身はしゃべりませんが、代わりに弘兼憲史氏が作者として佐賀県の魅力を語ってくれますが、ゴジラは自分で何もアピールはできません。そもそもしゃべりませんが、第一、ゴジラは人間の味方かどうかも怪しい。それがかたち観光大使とは、そもそもかたち観光大使とは何なんでしょうか。

ゴジラの形が佐賀県に似ているという、ただその一瞬のひらめきとも言えるサガプライズに私たちの血税三千六百万円ほどのお金が使われたわけでございます。現在、百三万円の壁と称して減税を求める多くの困窮する県民や国民の前に、必要性や緊急性の観点において、どうしても実施しなければならぬ企画だったのでしょうか。

今年の二月議会でも指摘させていただきましたが、このプロジェクトは、予算の大枠だけを示して、企画の目的も、内容も、予算も、スケジュールも議会に対し一切示すことなく行われております。この事業は、予算案の審議を通じて行政をチェックする議会制度を形骸化させる契機ともなりかねない大変不安定な事業であります。問題等も幾つかの点についてお伺いします。

まず、広報の手法が妥当であるかどうかという点です。

仮に、コラボ相手の知名度を借りて佐賀県が多くの人目に触れたとして、それは結果として佐賀県がコラボ相手のプロモーションをしているにすぎないのではないかと疑問です。

分かりやすく言えば、ゴジラが佐賀県をプロモーションするというよりも、佐賀県が、本県がゴジラをプロモーションしている結果になっているのではないかとあります。それは、この数日の間にでも県庁の展望ホールでゴジラブースに行けばすぐに分かることでもあります。

また、コラボレーションという手法であるがゆえに、相手が著名であればあるほど、相手の事情や都合等に影響を受け、安定的な広報計画は立てられず、結果、場当たり的になっているようにしか見えません。実際、令和六年度が始まって既に八カ月が過ぎました。予算は四分の一しか消化しておらず、あと僅か残り四カ月で一億円分の事業を成立させなければなりません。そして、成功させなければなりません。年内にあと一本くらい何かあってもよさそうなのに、我々は何も知りませんし、私達のお金なのにこれを問いただすことすらできないということでもあります。コラボレーションという手法がなぜ本県にとって適切な広報の手法なのか、御所見をお伺いしたいと思います。(副議長、議長と交代)

次に、成果の指標が広告換算額で表現されている点でございます。

県は二月議会で私のこの質問に対する答弁で、私は同じような質問を、同じ質問と言ってもいいですね。質問させていただきましたが、その答弁で、「サガプライズ！」の事業の成果指標は広告換算額であると示されました。各種メディアに露出した機会を自費で広告を出したと換算するという考え方です。ニュースでもいいし、雑誌でもいいし、漫画でも

いいし、何でもいいですが、各種メディアに露出した機会を自費で広告を出したと換算するという考え方。これまで多くのコラボ企画が多額の広告換算額を稼ぎ出していると言われますが、十億円、二十億円、百億円、幾らでも結構ですが、果たしてその広告に触れた人の心に、どれだけその広報が届いているかどうかは、広告換算額では分からない、甚だ疑問です。届けたい情報が届けたい人々にどう届いているかは、この広告換算額という一方的な数字では、やっぱり結局は、繰り返しになりますが、分かりません。

今回、本県はゴジラとのコラボ企画でしたが、この広告換算額が何十億円であったとしても、今後、ゴジラを見た者たちの中に、その形が佐賀県に似ていることを意識する者が世の中にどれだけいるのでしょうか。仮にいたとして、ゴジラは佐賀県の魅力の何をどう伝えたのでしょうか。広報の効果が、佐賀県のヒト、モノ、サービスの流通やイメージの転換にどのような影響を与えたのか。もっと分かりやすい形で県民に示すべきだと私は思うのですが、御所見をお伺いいたします。

そして、三番目です。事業の目的が県のプロモーションであると同時に、知事自身のプロモーションに見えるという点でございます。

知事が佐賀県庁の顔であるということは誰しも理解しておりますが、県庁の顔なればこそなのでしようが、佐賀県及び佐賀県のモノ、コトのプロモーションであるはずの各機会に、必ずと言ってよいほど山口知事が登場します。それに付随する印刷物にも知事が頻繁に掲載されております。当然、今回のポスターにも動画にも登場しておられました。そこに掲載される何かしらの必然性を感じ取れば、知事も頑張っているなと、よくぞこういう企画に顔を出してくれた、掲載を許してくれた。い

や、本当に頑張っているなど県民の多く、私自身も自然と受け入れるのですが、なぜ、何で、そしてここにと疑問を持たば、まるで政治家としての知事自身の広報活動を佐賀県が支えているかのような見え方になってしまいます。知事も政治家としての選挙の洗礼を受ける身なればこそ、県民に誤解を与えぬように、そこは抑制的であるべきだと思いますが、御所見をお伺いします。

最後に、こうした問題点をはらみながら、予算規模以外の一切を示すことなく、執行を行政に白紙一任させている点ということでございます。これまで述べてきたとおり、広報の手法や、コラボということですね。目的、今回は目的は形が似ているというんですかね。方向性や在り方、目標とする成果、県民が実感できる効果等については、やはり通常の議案同様、事前にしつかり議論する必要があると思います。サプライズでもなく、コラボでもない。堂々と、そして計画的な企画の内容と予算案を議会に示すべきであると思うけれども、知事の御所見をお伺いいたします。

広報について最後になりますが、都道府県の魅力度ランキングについてということでございます。

県では様々な広報及び広告宣伝を展開されているところでありますが、民間の調査会社が出す都道府県魅力度ランキングという指標において、佐賀県はここ三年で見ると、二〇二二年、四十七都道府県中四十七位、二〇二三年は四十六位、二〇二四年は四十七位と、全くの最下位周辺を推移しています。これは「サガプライズ！」を含む現行の広報をもってして、佐賀県の本質的な魅力、本県に対する期待感や満足感を十分に伝え切れていないことを示す一定の結果と見ることができると私は思います。

す。

調査の信頼性や正当性、その是非については様々な意見があることは当然認識しています。大体この民間の調査会社、魅力度ランキングというものを出している調査会社がどこだということもほとんどの人は知らないわけですから。しかし、国民が何となく都道府県魅力度ランキングという世界は知っている。そういう言葉があるということ、そういう世界があるということは何となくみんなは知っている。そして、その世界において、魅力度ランキング最下位やワーストワンなどのネガティブなフレーズだけが多くの国民に刷り込み続けられていること自体を非常に危惧しているところでもあります。私は魅力が大いにあるところだと思います。

知事はこのランキングで下位に沈む現在の状況をどのように受け止めておられるのか、今後の県の広報についてどのように取り組んでいくのか改めてお伺いしたいと思います。

問二、佐賀空港の滑走路延長の見通しについてお伺いいたします。

十一月十四日、佐賀新聞の記事に「滑走路延長と平行誘導路同時に」、「佐賀空港工事 知事、防衛相に提案」、この記事には本当にびっくりしました。正直うれしかったです。空港の二千五百メートル延長は前知事以来の懸案でしたし、オスプレイ基地建設の果てに防衛省の協力をもって、そしてついに大きく動き始めたのかと思えました。

今議会の提案事項説明においても、九州佐賀国際空港においては、民間空港として発展するための「滑走路延長」と陸上自衛隊の駐屯が重なる中、航空機のより円滑な運航のための「平行誘導路整備」をセットで実施することが必要であるとして、十一月十三日には中谷防衛大臣に対

し、滑走路延長と平行誘導路とを同時に整備することが提案され、「それぞれが大きな工事なので同時が良いのでは。全面的に協力する」との話をいただきましたと報告されております。また、十一月二十五日は古川康国土交通副大臣や平岡航空局長に対しても同様の提案を行ったと述べられております。

こういった二つの文書を読んで、一方的にだと思うけれども、私が誤解しておったようでございますが、併せて分かったことでございますけれども、ここでいう防衛省の大いに協力するという言葉は、国土交通省航空局の許可及び認可が下りた後のことを指しているようでございます。認可自体に防衛省が協力するという意味ではないということのようでございませぬ。つまり、二つの工事が協力し合って同時に行われる可能性はあり得ますが、実際に認可を得るのはやはり県の役割であるということでございます。

本県が国土交通省交通局より認可をもらうのはそう簡単ではなさそうでございます。そもそも二千メートルの滑走路の空港は安全度が低いから、海外標準の二千五百メートルにしたい、それは世に喧伝されている事実でありますので、二千メートルは短いので危ない、だから、長くして安心して安全に着陸できるようにということもこの計画の前提であります。その要望で認可が下りれば、補助金が約半分入る。そこは制度的にどうなっているか詳しく分かりませんが、多分約半分が入る。総事業費百二十億円だと仮定すれば、約六十億円で滑走路が無事にできるのですから、本県にとっても大変ありがたいことでございます。

しかし、逆に国土交通省側から見れば、多額な補助金を出すのだから、新しい航空会社による新規就航など、需要が増加する見通しを示してほ

しい、補助金も多額に提供する、その代わりと言ってはなんだけれども、安全度が上がるのはいいが、とにかくその費用対効果というわけじゃないけれども、何か国際線が新しく新規就航したりとかというような、そういうこととかもやっぱりあるんじゃないかというように需要増の予測というんですかね、そういう需要が増加する見通しを示してほしいということになっていっていると思えます。しかし、今から十年先の供用開始に新規就航を約束する航空会社は、私の主観ではございますが、今までの営々とした営業活動の成果は分かりませんから聞いているわけですが、新規就航を約束する航空会社は簡単に見つかるのでしょうか。いずれにせよ難しい局面であります。

「佐賀空港がめざす将来像」では、基幹路線である羽田便を中心としながら、LCC拠点空港化を進め、九州におけるゲートウェイ空港として発展していくことを目指すと思えます。私も正しい方向性だと思えます。そのための滑走路延長の事業であり、佐賀空港の発展、そして、佐賀県の発展に大いに寄与するものと思えます。

その一方で、予算規模は百二十億円と莫大なものが想定されていることから、議会としても大いに関心を寄せているということでもあります。

こうした点を踏まえて、滑走路延長事業に関し、次の点について知事に所見を伺いたいと思えます。

今後の見通しについてであります。

滑走路の延長計画では、来年二〇二五年、環境影響評価が完了します。来年終わります。二〇二六年に新規事業採択時評価、つまり、航空局より滑走路延長工事の認可が下りねばならぬ年であり、二〇二六年。

そして、認可後、翌年二〇二六年、設計をし、二〇二八年から五年の工

事期間を経て、二〇三三年、供用開始というスケジュールです。認可を得るまでの時間もありませんが、今後、滞りなく滑走路延長に関わる認可を得られる見通しがどうなっているのか大変心配でもございますので、お示しいただきたいと思えます。

続きまして、環境影響評価への着手についてということでございます。しっかりとした見通しがあるというようなことであれば、この質問は全くの無効な質問でございますが、答弁を得て二回目の再質問でも言うべきことも分かりませんが、この際、ここで言うておきますが、環境影響評価への着手についてですが、滑走路延長計画にスケジュールがあるとはいえ、それだけをもって事業を開始してよいということではありません。本来であれば、滑走路延長計画については、その実現に向けて担当の航空局と認可に向けた半ばの合意というか、しっかりとした協力体制を確立してからアセスの実施に進むべきだったかと思えます。認可に向けた航空局の協力が明確化されないままに、この段階で二億円もの多額の県費を要する環境影響評価に着手し、事業を進めることは本当に正しかったのか。全くの見切り発車ではなかったんだらうかと大変心配もいたしております。知事の所見をお伺いいたします。

三番目です。知事の政治姿勢についてであります。

「SAGA2024」が十月二十八日に閉幕しました。国民スポーツ大会は四大行幸啓の一つに数えられる国として大切な行事であります。まずは開催県として成功裏に終わられたことに対し、知事をはじめ、全ての実行委員の皆さんに心から敬意を表し、その労をねぎらいたいです。本当に御疲れさま、御苦労さまでございました。

さはさりながら、「SAGA2024」においては、その準備段階か

ら強い疑問を抱くことがあったことも事実です。その中の一つが私も県議会議員への対応に関することでもあります。

例えば、県下一円からボランティアや選手、監督などが集まって本番に向け結束を図った「SAGA2024」大団結集会、新聞の一面を飾った本日に大会の序章ともいうべき大きな大会がSAGAアリーナで行われておりましたね、「SAGA2024」国スポ・全障スポ佐賀県選手団結団式。そういったこと等については、式典の開催のお知らせはありましたが、私も県議会議員には参加は求められませんでした。本当に残念な思いがいたしました。県が掲げたとおり、「する」、「観る」、「支える」人たちが主役の国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会であるのは当然です。しかし、スポーツをしない人、観る習慣がない人、もちろん支える技量も意思もない人、それが普通の一般的な佐賀県人の姿であり、しかし、そういった佐賀県民の皆さんの血税をアリーナやその周辺の整備も含めて数百億円という金額を使って実施し、支えられた大会であったわけですから、するとかしないとか、観るとか観ないとかではなくて、県民全体で大会を盛り上げていくという意味でも、佐賀県議会はこれらの式典の重要な担い手の一翼だったように私は思っております。

そういった意味でも、「SAGA2024」の幾つかの大事な式典については御案内がなかったことを大変残念に思っています。県民の皆さんに、そこに参加しなかったこと自体、申し訳なくすら思っているところでもあります。

また、これは「SAGA2024」に限った話ではなく、先月十一日、東京で行われた「佐賀さここう！応援団」交流会についても同じ

ことが言えます。開催のお知らせが、事実上、参加を検討する余地もない一週間前に届いたからであります。僕もどのような事業が行われているんだろう、佐賀を応援してくれる多くの人たちに出会ってみたい、多くの県議会の仲間と共にそこに参加して、事業の内容というか、本当にわくわく、大変楽しいとき、励まし合うとき、佐賀の魅力をお互い東京で感じ合えるとき、発送が十月二十三日の御案内だということでありま。だから、もちろん行けません。これはどういう御案内の意図があるのか、実は御案内という名のお知らせなのか、御案内が遅れてしまった事故なのか、大変理解に苦しむ事態であります。

しかしながら、御案内というものは、その行事に参加するかしないか、できるかできないかという単純な問題ではありません。もちろん二元代表制の一方の県民の代表として参加すること自体、大変な意味がありますが、それ以上に政務調査権者であり、議決権者でもある我々県議会にとっては、各種行事などに参加して県知事や職員の皆さんと一緒に立ち会うことで、議決した事業が実際どうなっているのか、その執行状況を確認して、体感して評価することにこそ、御案内や参加の意義があると私は思うのであります。

県議会に対して、議長はもちろんのことでございますが、議員に対してもなるべく多くの行事に広く案内がなされて、できるだけ多くの事業や行事を見て体感してもらうという姿勢で臨んでほしいと考えています。

また、県選出国會議員については、今回の総裁選挙、または衆議院選挙等、国會議員の先生方とよくよくお話をする機会は、この県議会の多くの皆様に至ってはあったんだろうというふうに思います。私にも同じようがありました。そこでのお話ではございますが、県選出国會議員に

ついては、各省庁への政策提案の同行要請、また同行ですね。そういったことを除いて、知事との意見交換の機会も今では極めて少なくなってしまったというような実態を伺いました。国策に絡む問題や、政府への要望活動なしに事が実現できないことばかりであります。そういう意味では、地元選出国會議員の皆さんには県政運営全般にもっと身近に参加してもらいたいと私は思っています。知事以下執行部と地元選出国會議員の皆さんたちとの確かな連携は、県民の願いを実現する大いなる力でございます。県民の皆さんが望むまた大事なことかと思えます。意見交換の機会を増やすなど、これまで以上に県選出国會議員の皆さんとお付き合いを深めていかれるべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

最後になります。問いの四番目、県が管理する道路、河川の除草についてであります。

県民が共有する道路や河川と営農者が所有する圃場が接する部分の除草、佐賀弁で言えば田頭ということになるんですが、田んぼの頭と書いて「たがしら」と読むんですけれども、田頭は集落のほとんどが農家であった時代から公役として、歴史的、伝統的に営農者が除草を担い続けて今に至っております。現在、農業を取り巻く環境は大変な厳しさを増しております、担い手は減り続け、高齢化が進み、得られる所得も大きく減少をし続けております。具体的にこの状況を農林水産省の農業センサスを通じて説明させていただきます。

平成十二年の農業人口は三万六千八百三十九人でしたが、それから二十年の月日がたって、令和二年、一万九千十五人と約半分になってしまいました。この離農の状況は今後ますます増加することが見込まれてお

ります。また、平成十二年には六十五歳未満、現役世代の担い手は五六・一％であったのに対し、令和二年、あれから二十年のときがたったら三六・三％となり、逆に言えば現在の農業は、通常であればリタイアされた高齢者により営まれていることがよく分かります。令和七年、つまり、来年は改めて農業センサス作成のときでございますが、いよいよ厳しい状況が浮き彫りになっているはでございます。

そこで、道路、河川の除草、伐採の件に戻りますが、除草は農家にとつての基本作業でありました。しかし、圃場の草取りは、確かに機械の購入費や除草剤の価格も高騰しているにせよ、機械力や薬剤の使用を通じて比較的軽微な負担となっております。また、第一、自らの圃場である以上、その草取りをするのは当然の作業であります。その結果として、今なお佐賀平野も白石平野も四季折々美しい景観が保持されているのであります。それでも農家が物理的に除草、伐採に取り組んでいるのは、隣の圃場と隣の圃場を分かつあぜの管理というよりも、個人が営農する圃場に隣接する公共施設に生えている雑草に対してであります。それは農家にとつて、その雑草が営農上、極めて支障となるからであります。この場合の施設とは、河川管理用道路を含めて県道をはじめとする道路網ののり面のことであります。

公共施設ののり面の雑草が繁茂していけば、その作業の過程で農地と公共施設のり面の境界線が分からなくなり、結果として、圃場内の水利施設等を壊したり、作業機械、コンバインや、田植機械や、いろんな機械がそうですけれども、そういった作業機械を損傷させたりする可能性がありますがあるので、この境界線を明らかにするためにどうしても伐採していかねばならない。多少伐採してもまた同じ構造になるので、最後の最

後まできちんと伐採し終わるといふことであります。

今後ますます耕作放棄地が増えていくことになりませんが、そうあつてはならないので、年老いた担い手が、年を取ってしまった担い手が、年を取りゆく担い手が、その機械力を頼りに、刈り払い機というんですかね、先進的な農業機械を頼りにその農地を請け負っていくわけですが、でも、そうすればするほど公共施設ののり面伐採のマンパワーとしての負担が増えてまいります。農業センサスの公表は、調査が令和七年で、恐らく令和八年になるのでしょうか、本県農業者の負担は既にもう限界にきていると言ふべきです。そして、その声なき声は、必ずその数字によって明らかになってまいります。

本来、県が管理するべき道路や河川については、本県の現行の除草回数は原則一回です。成長力の強い雑草が生えていない県管理用道路、もしくは県道、または市でもクリークでもそうなんですけれども、美しい公共施設の姿があるとすれば、そこには一回以外の営農者の皆さんたちのボランティアによる伐採、除草があつている結果だということです。除草回数が原則一回、このことが営農に極めて深刻な支障を来している以上、県管理区分の公共事業として除草回数を増やすか、または防草シートを設置するなど対策を施すことにより、営農者に具体的な迷惑をかけないよう、道路、河川の管理者としてその責任をしっかりと果たすべきであると考えます。

県が管理する道路や河川の除草についてどのように取り組んでいるのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いをしたいと思います。

四問質問をさせていただきます。それこそ誠意ある答弁をひとつよ

ろしくお願いいたします。(拍手)

◎議長(大場芳博君) 暫時休憩します。

午後三時二分 休憩

○ 開 議

◎議長（大場芳博君） これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

藤木卓一郎君の質問に対する答弁から開始します。

◎山口知事 登壇Ⅱ藤木卓一郎議員の御質問にお答えします。

まず、佐賀県の広報についてですが、「サガプライズ！」についての
お尋ねでした。

言うまでもなく有効な広報が大切です。効果的な広報費の使い方が大切でございます。広報は、単なるビラとか県政番組とか、自己宣伝的でないやり方がよいと私は考えます。「サガプライズ！」は数々の実績を積み上げて、現在、第四十弾です。民間企業との信頼の積み重ねができた佐賀県でしかできない事業と考えています。四十弾なわけですけども、第一弾は前任の古川康知事時代です。首都圏を中心に県外に佐賀県の情報を発信する目的で「FACTORY SAGA（ファクトリーサガ）」を開始しました。当時から、企業、ブランド等とコラボをしてきました。まさにその時代の県議会と共につくってきた予算です。

私が知事になり、このコラボ事業はユニークな手法でこれは継承、発展させたいと考えました。そして、県外で発信するだけではなく、県外で話題化したコラボを県内にフィードバックさせて、佐賀県内も共に盛り上げることをゴールにコンセプトチェンジをさせていただきました。それが第九弾から始まった「サガプライズ！」なのです。

このフィードバックの例としては、第四十弾のゴジラとのコラボです。紹介します。

嬉野市の岩屋川内ダムが五十周年を迎えました。ケルヒヤーに無償支

援をいただいて巨大ダムアートを作りました。今地元に必要な波及効果
を導いています。まさにドイツから七人来られまして三週間で作った大
作です。ですので、東京だけではなくて、全国だけではなくて、佐賀県
内も一緒に盛り上げるという手法を取っております。

コラボによる話題や評判の連鎖によって、これまでも「ユーリ!!!
nICE」で唐津が盛り上がったたり、「ポケモン」、「ゾンビランドサ
ガ」、「ロマンシング サ・ガ」、「信長の野望」、「ストリートファ
イターII」など、アニメやゲームのファン以外でも知っているような
様々なコンテンツとのコラボを多数実現しました。

そして、この予算はコラボが実現したときに執行するものです。そし
て、その秘匿性も大切で、コラボ相手と県側で綿密な準備をしています。
これが事前に告知されるようでは成り立たない事業なのであります。

「サガプライズ！」は多くの若い人を中心とした佐賀ファンを増やし
ています。それまでの蓄積された佐賀のレッテルイメージとは違う若い
層、しかもダイープなファンが増えていきます。

私は引き続き、様々な企業やブランドとの信頼関係を築き、みんな
知恵を出し合って、話題の最大化を実現するための工夫をし、他の都道
府県ではなし得ない、ウイン・ウインとなるコラボをさらに実現してい
きたいと考えています。

そして、コラボによっては私が出演しているという件ですが、コラボ
相手と県の担当との相談で役割が決まっていきます。私が出る場合もあ
りますし、出ない場合もあります。それは私が決めているわけではありません。
私は佐賀県知事としてその職責を果たそうと、果たしていること
に尽きます。

続きまして、魅力度と名のついているランキングについてです。

このランキングについては特に意識しておりません。今後の県の広報についてのお尋ねでしたが、これまでどおり、すばらしい佐賀県の本質的な価値を世界に向けて打ち出し続けていきたいと思えます。

こちら先ほどの「サガプライズ！」の広報手法、成果指標等についても詳細について政策部長から補足させます。

続きまして、九州佐賀国際空港の滑走路延長の今後の見通しと環境影響評価への着手についてまとめてお答えします。

九州佐賀国際空港の将来発展のためには滑走路延長と平行誘導路整備をセットで実現したいとの思いから、これまで戦略的に取り組ませていただいております。

工事は、有明海の漁業者のことを考えますと、この二つを同時に行うほうが望ましいと考えております。県では航空局の助言も受けながら手続を進めております。

航空局との協議の状況、環境影響評価の実施状況につきましては、地域交流部長から答弁させます。

続きまして、県議会議員や県の国会議員と向き合う姿勢についてです。県の主催行事への参加者につきましては、行事の目的や趣旨、形式や性質などを踏まえて、一つ一つ個別に判断されるものと考えております。

そして、県選出の国会議員は地域から選ばれていることも踏まえて、地域の状況を代弁していただく役割も担っていただきたいと考えています。

佐賀の国会議員には佐賀県の実情を把握していただくために、都度都

度、意見を交換させていただきます。先週、東京で佐賀の国会議員六人全員とお会いして意見交換をしました。昨日、下田議員に人口比例だけで配分しないほうがいいという危機感について、これについても六人全員にお伝えしましたし、憲法改正の問題提起をはじめ、佐賀県が抱える主な課題などについて忌憚のない意見の交換ができたと思っています。

県選出の国会議員や県議会議員の皆さんとは機会を捉えて意見交換をしながら県政を前へ進めてまいりたいと考えています。

◎平尾政策部長 登壇Ⅱ私からは、「サガプライズ！」について知事答弁を補足させていただきます。

まず、コラボという手法の妥当性でございます。

情報発信プロジェクト「サガプライズ！」では、多くの顧客やファンを有する企業やブランド、発信力の高いコンテンツと佐賀のすばらしい素材をコラボさせ、そこから話題となる新たなコンテンツを生み出し、それをタッチポイントとして県外の方に佐賀を情報発信する手法を採用しております。

佐賀県が持つ地域資源の本質的な価値をコラボ先と一緒にストーリーをつけて、編集、表現方法の磨き上げをして見せていくことで、コラボ先の熱狂的なファンや顧客を中心に佐賀のすばらしさをより深く知ってもらう効果的な情報発信手法だと考えております。

次に、成果指標である広告換算額でございます。

「サガプライズ！」は、全国、世界の方にまず振り向いてもらう、いわばきっかけをつくる広報のプロジェクトでございます。そして、佐賀への消費行動、経済効果などにつなげるために行うものが広告宣伝でございます。これは各施策分野でそれぞれの事業課で実施しているところ

でございます。

「サガプライズ！」において入り口である佐賀県との接点、すなわちきっかけを創出したしまして、各施策分野の広告宣伝が届きやすい土壌をつくっております。

佐賀県や他の自治体をはじめ、活動目的は違えど、多くの民間企業などにおいても、この広報、それから広告宣伝、この両輪で絶え間ない情報発信を行っているとの認識をしております。

「サガプライズ！」は、広報事業として広報した情報量を定量的に測る広告換算額を成果指標として用いております。これは官も民も一般的に採用しているものでございます。加えて、「サガプライズ！」では、情報発信で話題化したコラボを県内へできるだけフィードバックし、県内においても新しい気づきや自発的な動きにつなげていることも一つの特徴でございます。

これを直近のゴジラコラボで見ますと、「めざましテレビ」のフジテレビ系列であったり、「ひるおび」のTBS系列、こうしたことなどの全国放送のニュース五番組に取り上げられました。こうしたこともあり、広告換算額は十一月二十六日時点で既に約六・九億円になっております。

さらに、県内フィードバックにおいては、ゴジラのフォトスポットを設置した県庁新館の展望ホール見学者の数は約一カ月で一人を超えております。また、岩屋川内ダムにおいてゴジラを描いたダムアートの見学者の数でございますけれども、約半月で七千人を超えております。

嬉野市内の観光案内所からは、毎日、岩屋川内ダムについて多くの方からお尋ねをいただいている。全国テレビで紹介されていたので、これを見るために遠方から、県外から嬉野まで来たという方が多い。ダム

アートによって観光客が増えている実感があるという声も我々のところに届いているところでございます。

なお、ダムアートでございますけれども、知事のほうからも紹介がございましたけれども、高圧洗浄機メーカーであるケルヒヤーの協力で実現をしたものでございます。これは県土整備部の職員が一度は断られたものの、熱意ある提案でケルヒヤーと交渉をした結果であり、事前の調査費用以外は全てケルヒヤーの予算で実施をいただいたものでございます。

こうした取組によって、広告換算額以外においても、多くのヒト、モノ、サービスに波及し、県内に効果が広がっているものと考えております。

次に、知事自身のプロモーションに見えるという御意見もございました。

組織のトップである知事がメディアや媒体に登場することで、世の中に対して佐賀県の本気度を示し、そのことでメディア誘致数が増え、情報発信量が増えてまいります。知事の起用はコラボ先から求められ、事務方で調整しているものであります。トップセールスを行うことは、民間企業を含め、様々な組織においても同様のことがあっていると認識しております。

次に、議会への情報提供の在り方でございます。

このプロジェクトは、毎年度、承認いただいた予算の範囲内で、様々な企業やブランドなどと交渉を経た上でコラボ先及び企画が決まる性質の事業でございます。あらかじめ一年分まとまったコラボがセットされて提案されるわけではなく、コラボの実現にたどり着かないケースも

多々あります。

また、話題の最大化を追求するに当たっては、世の中に送り出す情報がいかに驚きを持って発信、拡散され、話題化されること、このことが情報発信プロジェクトの生命線と考えております。コラボ先企業との信頼関係、サプライズな情報、この二点にこだわって、情報管理に努めながら取り組んでおります。大きな話題をつくり出すということを目指して進めております。

他の事業における個別のプロモーション事業と同じ進め方であるのではないかというふうに認識しております。議会に対しましては、今後も個別のコラボの発表に合わせまして、情報共有を行ってまいりたいと考えております。

この情報発信プロジェクト「サガプライズ！」では、佐賀県の価値ある素材、資源を企業、ブランドなどとのコラボレーションの手法で磨き上げ、PR発表会やメディア等を通じて全国に向け発信しております。

このことで、ふだんは佐賀との接点が少ない人たちが、コラボ企画をきっかけに、佐賀の本物のすばらしさに触れる接点づくりに寄与していると考えております。

また、多くの県内事業者にも各コラボ企画に参加をいただいております。コラボ企画に参加したことで得られた全国での評価や話題化する手法、こういったことを県内事業者にも体感いただくことで、佐賀県が持つ本物や本質的な価値への自信を深めていただき、佐賀県の様々な地域に自発的な取組が波及していくことができるというふうに考えております。

続きまして、魅力度ランキングについてでございますけれども、この

都道府県魅力度ランキングについて知事答弁を補足させていただきます。

「サガプライズ！」をはじめとする県の広報、これは注力する施策分野のターゲットごとに強い共感呼びながら支持を広げ、確実に佐賀ファンを育てているというふうに認識をしております。

都道府県魅力度ランキングは、世の中にある様々な調査の一つにすぎません。ここ最近では、特にメディアで大きく取り上げられることも少なくなっております。結果も過去の固定観念によるものという印象があります。個別のランキング結果に振り回されることなく、佐賀県のすばらしさを伝えることに引き続き注力していきたいと考えます。

また、今まさに佐賀が大きく生まれ変わろうとしております。様々な取組を進めることができ、町の風景も変わり、歩いて楽しいまちづくりが進行する中で、人の流れも大きく変わってまいりました。これからもこれまでどおり、佐賀県の本質的な価値を全国に、世界に向けて打ち出していきたいです。

以上でございます。

◎引馬地域交流部長 登壇 Ⅱ 私からは、佐賀空港の滑走路延長の見通しについて二点、知事答弁を補足いたします。

まず、航空局との協議状況についてでございます。二千メートル滑走路は、海外では特殊空港扱いでございます。増便や新規路線就航に向けて、二千五百メートル滑走路が望ましいと考えております。

また、来年七月に予定されている自衛隊駐屯の開始も重なりまして、滑走路を使用する航空機が増加するため、全ての航空機の円滑な運航を可能とする平行誘導路の整備も望ましいと考えております。

こうした考えの下、認可取得に向けて、知事答弁にもありましたが、航空局の助言等もしっかりいただきながら、航空局との間で一つ一つ協議を進めているところでございます。

なお、議員からは防衛省からの協力について言及がございました。認可が下りた後だという言及がございました。この点について、私ども佐賀県といたしまして、かねてから防衛省との間で確認をいたしております。すなわち滑走路延長及び平行誘導路の整備実現のために、防衛省は佐賀県と国土交通省との協議に御参加いただく。さらに、必要な協力を最大限行うということでございます。今般、中谷防衛大臣は、その御趣旨で直接、山口知事に御発言されたものと承知をいたしております。

次に、環境影響評価でございます。

昨年四月に着手をいたしましたして、方法書の段階が終了いたしております。現在、現地調査を進めているところでございます。

環境影響評価は、認可申請に先立って実施主体が行うこととなります。昨年十一月の配慮書の段階においては、まさに主務大臣たる国土交通大臣から意見もしっかり取得をいたしております。私どもはそれを踏まえた取組も進めております。

私からは以上でございます。

◎横尾県土整備部長 登壇 Ⅱ 私からは、県が管理する道路、河川の除草についてお答えいたします。

道路や河川の機能を維持していくためには適切な維持管理が必要であると認識しております。この維持管理の一つであります除草につきましては、県民の生活に身近なものとして、要望も多くございます。様々な工夫をしながら実施しているところでございます。

道路におきましては、道路の利用者の安全と円滑な交通の確保、そして沿道の生活環境の保全を図るために路肩やのり面などの除草を行っております。

また、河川におきましては、河川の巡視や堤防の点検など、河川施設の状況、状態を把握しまして、未然に災害を防ぐ目的で堤防除草を行っているというところでございます。

除草の回数につきましては、道路や河川の管理者として道路の利用状況や河川堤防の重要度などを勘案しまして、年に一回から二回行っているところでございます。

これ以外にも、道路や河川の巡視などで雑草の繁茂状況などによりまして、交通の安全性や治水上、支障を来すおそれがある箇所を確認した場合には、適宜対応しているところでございます。

営農者に迷惑をかけない対策を講じるべきであるということでございますが、除草の実施に当たりましては、実施箇所も多く、様々な対策にも取り組んでいるところでございます。

委託先につきまして、まず、建設業者などにも委託するほか、地元の協力が得られた地区は、地元の地区へ委託なども行っているところでございますし、具体的な対策といたしましては、機械の進入が可能な箇所につきましては、機械施工を積極的に導入することにより作業の効率化を図ることですとか、道路の路肩やのり面などを防草シートやコンクリートで覆う防草対策を行いまして、雑草が生えにくくすることで除草面積の抑制を図っているところでございます。

この取組を進めることで、道路や河川に隣接する営農者に対しても対策の効果があるというふうにも考えております。

道路や河川の除草につきましては、今後も引き続き、施設の機能維持を図るとともに、除草面積の抑制など、様々な工夫を行いながら取り組んでまいります。

私からは以上です。

◎藤木卓一郎君 登壇Ⅱ答弁も早口ですからね、なかなか全部、答弁の全てを掌握した上で再質問するというのはなかなか難しいんですが、気になったことについて幾つかお伺いしたいと思います。

まず、コラボの話ですね。

今回のコラボについてゴジラですが、三千六百万円をかけて、結局何を伝えたかったのか。これは県民八十万人、県民の血税でございますので、我々は県議会を代表して議会で議決してこれは執行してもらっているわけですから、これに触れた多くの県民たちに対し、私たちは非常勤の特別公務員として常に県民の下にいる者としてこれは説明する必要性がやっぱりあります。だから、我々がよく理解しないと、これは何のことですかという問いに我々自身が答えることができない。

そういう意味において、今回のコラボは何を伝えたかったのか。広告換算額として今の現段階で六億円というふうに政策部長が答弁をしたけれども、六億円の価値として我々は何を得た感になればいいのかという、ありていに言えば、だから何だったのというようなふうにやっぱり思えてしまうんですね。

その県民の声を我々が議決権者として議決した責任を持って、どうしたんですかという、どういう思いで何をしたんですかと、詳しいことが分からないもんで説明するときに、秘匿性という言葉を知事は使われた結果、それをおもんばかるがあまりに、結果何も分からないままに大枠

で印鑑を押ししている結果になっています。言うなれば白紙一任しているような感じになっちゃっているんだけど、それを個別具体的に今回の資料によりますと、県庁展望ホール巨大ビジュアル設置ゴジラパネル等の展示で四百十五万四千円が使われていて、「佐賀県かたち観光大使」任命式PRイベントには八百六十万円のお金が使われているんだけど、これが事前に我々の予算案として審議の対象だったときに、当然みんなは、巨大ビジュアル設置、もう少し具体的に説明をいただく、四百十五万円はどんなことに使われるんですかという話があると思います。いろいろな議論があつて、「ああなるほどそういうことなんだ、それはよく分かりました」、の連続の中で我々は印鑑を打つというか、議決する、起立することによってやっぱりつながります。

一番最初に僕はこのことに触れなかったんだけど、岩屋川内ダムにゴジラがケルヒヤーの力を持って登場すること、そのことは、それがダム管理費から捻出されているというふうには伺いました。ダムの管理費ということについて言うと、ダム管理費の目的もあつたろう。しかし、今回は五十周年だから何かせんばいかぬということもあつたのかもしれないが、これは明らかに「サガプライズ！」の予算ではない。あれはダム管理費の予算の中で実現した内容です。我々は三千六百四十八万八千円の内容等について言うと、首都圏、全国への取組が二千九百五十七万円で、県内での取組六百九十一万八千円の中、展望ホール、県内イベントにおけるゴジラのグリーンディングイベントだとかということなんです。それが、まず一発目に岩屋川内ダムの話が出てくるということ自体、最初に予算審議がちゃんともしあつていたらばと、我々も思いつきで言ってるわけではなくて、県民に対する説明ということを踏まえて、や

はりきちんと知っておく必要性があるので、私たちはそれで満足できるかという、県民は満足できるか、「佐賀県かたち観光大使」任命式P Rイベントの内容を一切やっぱり知ることがないわけですね。どんなふうになったのかも全く分からないままにということになっていることを心配しているということがあります。

だから、聞きたいことは三つですね、何を今回は伝えたかったのかということ。広告換算額でそれだけということも、官民合わせてそれが指標だというふうに言われたけれども、我々も説明しなければなりません。それが結局どうなったのかということですね。

もう一つは、先ほど申し上げたとおりに、我々は一切この結果において、しっかりとした説明も受けたいし、今この段階で次のことについても説明は求められません。よかったというふうなことを一点張りで話をされておりますけれども、本当によかったかどうかを検証する手法はもう既に失われているという、このコラボという、また、「サガプライズ！」という手法が本当に正当性を持つのかということについて、今もよく分からないので、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思いません。

もう一つは、話は少し変わるんですけども、防衛省の話です。認識の違いがあったようであります。

防衛省は、国土交通省と一体となって、この認可の問題について協力をいただきながら進めていくということですね。

そこで問題なのは、問題というか疑問に思うことは、ちよつと防衛省の協力が本質的などころではいただけなかったとして、いただくにも限界があると思うんですね。防衛省は平行誘導路は使います。駐屯する

者たちが使うヘリと民間航空機が入ってくる、そこで、よけておかないといけない平行誘導路は必要。しかし、陸上自衛隊側に滑走路二千五百メートル、つまり五百メートル延長する、その必要性自体がないわけがあります。戦闘機が来るわけでもないし、何が来るわけでもないわけだから、ヘリコプターですから。だから、そういう意味からすると、協力をする、認可の必要性において協力をするというのは、どういった協力になるのかということが知りたいわけです。スケジュールにおいて滞ることなく、二〇二六年に認可がもらえるんですかという質問に対して、防衛省はどのように協力してくださるんですかということですね。そこでも幾らかなりともそごが発生した場合、航空局と本県航空政策当局とも言うんでしょかね、本県と航空局との間に、この認可をめぐってどのような課題が今立ち現れているというか、解決されるべき課題とは何なのかということをお話していただきたいというふうに思います。

いろいろ言いましたけれども、この二、三のことについて答弁をいただきましたと思います。

◎山口知事 登壇 藤木議員の再質問にお答えします。

「サガプライズ！」に関してですが、これは予算組みの話だと思えます。そもそもある部分、枠予算のような形で設定をされています。そして、私は古川康前知事が始めたこの事業というのは非常に意義があるなと思っただけです。普通に、単純に予算組みをして、CM何本、ビラを何枚、県政広報番組幾つ、それは簡単です。通常の都道府県がやることです。でも、その予算を取って、それから交渉して、少しでも佐賀県の広報になるような効果的なPR手法を検討しながら、うまくコラボができなければ、全く打てないことも、これは考えられるわけですけれども、

その予算、今回のゴジラのコラボであれば県民一人当たり約五十円ですけれども、それをいかに有効に使うかということで、職員たちが企業たちと、今回で言えば東宝さんですけれども、七十周年の東宝さんに大分食い込んで、一緒に佐賀県と組むとこんな大きな効果があるんだよということ説得しながらつくり上げた手づくりの事業だというふうに思っています。

これまでの四十弾のコラボは、全くこれまで一つ一つが手づくりであって、同じような手法を取ったことはありません。そのぐらい佐賀県をよく知り尽くしている佐賀県の職員たちが相手の企業さんに何度も佐賀県に来てもらって、佐賀県を理解してもらって、少しでもこの県をPRするためにはどうすればいいのかという様々な努力の結晶からできた事業なんです。

ですので、この佐賀県らしい予算の組み方をして、それを県議会が認めているというのは、私はすばらしいなと思って、山口県政は新しくつくり上げた県政だとはしながらも、古川県政のよきところは取り入れようということ、ただ、東京とか外で情報発信をしているだけでは県民と一緒にやってやっている感がないので、県内でも同じような事業が行われるような形で組み直したということでございます。

その他、今回の事業の目的などについては部長から補足させます。
◎平尾政策部長 登壇 Ⅱ 私からは、藤木議員の再質問、「サガプライズ！」についてお答え申し上げます。

まず、今回のゴジラ企画で何を伝えたかったのかということ、広告の換算額がどうなったのかというような趣旨の御質問だったと思います。併せて答えたいと思います。

まず、佐賀県には、先ほど申し上げましたけど、本当に地域資源の本質的な価値、こういったものがございます。こういったものをいかに県外の方、多くの方に知っていただく、そういった手法として、このコラボというものをつくっております。このコラボ企画によって佐賀県を知りきつかけをつくっているというふうに考えております。

今回のゴジラ企画においても、「佐賀県かたち観光大使」という任命をいたしましたけれども、ゴジラを使って佐賀が何か面白いことをやっているな、一度行ってみようかなといったきっかけをつくる、そういったことを目的に今回ゴジラの企画をしたところでございます。

金額等々について、いろいろ御意見がございましたけれども、例えば、世の中たくさん似たようなもの、競合するようなものがあふれる中で、化粧品といえれば何だろう、スマホといえれば何だろうというような自社の企業名、ブランド名、そういったものを消費者に想起させることは大手の企業でも容易なことではないということ、これは自治体も同じだと思います。四十七都道府県の地域間の競争の中で、いかに佐賀県を世の中で売っていくか、県産品の販売促進、観光誘客、移住促進、企業誘致、こういった競争にいかにして勝っていくか、そういった中でもやはり佐賀県を知ってもらうというきっかけ、まずこれがないとそこから先は進んでいかないというふうに考えております。

民間企業も企業の認知度やイメージ向上を図るための広報、これは年間何十億円もお金をかけられて、プロモーションにも取り組んでおられるような状況でございます。佐賀県としても、今回ゴジラには三千六百万円をおかけしましたけれども、この金額をもって少しでも佐賀県を知ってもらおうきっかけ、こういったことにつながるのではないかと

ことで、このゴジラコラボ企画を行いました。

それで、その一つの成果、効果というふうに見てみるのがやはり広告換算額というようにございます。この広告換算額で何が得られたのかといった部分については、先ほど申し上げましたように、あくまでこの企画は広報、佐賀県を知ってもらうきっかけというようにございまして。それぞれ広告宣伝といった部分については、各施策分野の事業課で、例えば、県産品の販売促進というものは流通・貿易課が広告宣伝等を行っております。こういったところでは、いかに県産品が売れたかというような数字が表れてくるのではないかと。また、観光課で取り組む観光誘客、こういったプロジェクトをやれば、ここで観光客が幾ら増えたかという数字的な目標が見えてくるのではないかと。というふうに思っています。

我々がやっております「サガプライズ!」、こちらはあくまで広報と。というようなこととございますので、佐賀をいかに多くの方に知ってもらう、こういったことで取組を行っているところでございます。

以上でございます。

◎引馬地域交流部長 登壇Ⅱ私からは、九州佐賀国際空港に関しての再質問、二点にお答え申し上げます。

まず一つ目が、防衛省の協力でございます。

こちらにつきましては、九州佐賀国際空港を使うことになる防衛省として、この空港の将来発展に協力をするという趣旨で、先ほど申し上げた双方の確認をしたというふうに承知をいたしております。

それから二つ目で、航空局との協議の関係についてのお尋ねでございます。

こちらにつきましても、私も先ほど滑走路延長、増便や新規路線就航に向けてということを申し上げます。したがって、これも一般的な手続でございますが、増便や新規路線就航、需要予測等について、今、航空局と協議を一つ一つ進めているという状況でございます。

私からは以上でございます。

◎青木一功君（拍手）登壇Ⅱ本日最後の登壇者となりました自由民主党の青木一功でございます。

それでは、通告に従いまして、早速質問のほうに入ります。よろしくお願いたします。

まず、佐賀駐屯地（仮称）についてです。

駐屯地については、現在も開設に向けて順調に工事が進んでいると思えます。緊迫する国際情勢と安全保障環境において国防を担う佐賀駐屯地の開設とオスプレイ移駐は必要であることは間違いないと考えます。しかし同時に、オスプレイの予期せぬ事故等によって県民が不安を抱かぬよう詳細な情報提供の徹底を、今後も県として意識しながら進めていきたいと思います。

そんな中、我が国を取り巻く安全環境、保障環境は混迷を極め、御存じのとおり、八月二十六日には中国軍の情報収集機が領空を約二分間にわたって侵犯し、中国の軍用機が我が国の領空を初めて侵犯しました。

また、先日の十一月二十九日と十一月三十日には中国とロシアの爆撃機四機が沖縄本島と宮古島間を二日連続で通過し、共同飛行したと防衛省が発表しました。

私、再選をさせていただきまして、この一般質問、委員会を通して毎回この自衛隊使用要請並びに佐賀駐屯地の質問をさせていただいていま

すが、やはり最近、本当に情報を更新しなければいけないし、本当に深刻化しているということを感じる次第であります。これを果たして平時と言えるのかどうか疑問でありますし、このような横暴で安全保障上の価値観を決して共有することのできない近隣諸国に対して有事を起させないためのあらゆる努力が必要であり、今回の佐賀駐屯地開設を含め、自衛隊戦力のさらなる強化を図っていかねばならぬことを強く実感する次第です。

このように南西諸島海域における中国や朝鮮半島などの軍事的な脅威に対する離島防衛体制の強化のため、中期防衛力整備計画、いわゆる防衛力整備計画において二〇一六年には、先日もお話が上がっております。たまたま那国駐屯地が新設され、続いて二〇一九年には宮古島駐屯地と奄美駐屯地が新設され、昨年の二〇二三年には石垣駐屯地が開設されました。このたび佐賀県にも陸上自衛隊駐屯地が新設されることで、南西諸島地域の防衛に寄与し、特に中国の軍事的計画に対して少なからず抑止力が働けばと駐屯地開設を待ち望んでいるところであります。

防衛省へは、オスプレイの運航について人的要因による事故が再発せぬよう、これから隊員の方々には陸上自衛隊機オスプレイという機体を熟知され、練度の向上にも一層取り組んでいただきたいと願うところであります。

そこで、次の点について伺います。

まず、駐屯地開設に向けた知事の思いについてです。

佐賀駐屯地開設までようやく約半年となりました。先ほど知事のほうからも国防の認識を伺うことができました。そこは大変心強いと思いましたが、しかし、我が国の安全保障上最も重要な国防に資する役割として、

あくまで一自治体である県の判断としては、私は遅過ぎたと思います。そこで、改めて駐屯地開設に向けて知事の思いを確認させていただきたいと思えます。

次に、駐屯地工事の進捗状況と今後のスケジュールについてです。

これまで駐屯地開設に向けて順調に工事を進められていることと思えますが、今後も来年七月の開設に向けて遅れることなく工事を着実に進めていただきたいですし、進めていかねばならないと考えています。また、開設間近になると様々な妨害行動も想定されると思えますので、今後の対策が必要であると感じます。

そこで、現在の駐屯地工事の進捗状況及び今後のスケジュールはどうなっているのか伺います。

次に、有明海漁業の振興と補償のための基金についてです。

今議会の知事提案事項説明にて有明海漁業の振興と補償のための基金の令和七年度創設に向けて、次の二月定例議会に必要な議案を提案できるように準備を進められているとの説明がありました。

有明海の振興は当然大事な課題です。事故等の補償も当然必要です。

ただ、今回の自衛隊使用要請の受け入れ時期の遅れの一つの原因がもしこの基金創設の検討にあるとすれば、私はそれはそれで問題であると思えます。国家の存亡に関わる安全保障上の国防に係る駐屯地開設の意義は何より重要だと思えますし、自治体、そして、各団体が協力するのは当然であると考えます。今回、基金を創設するのであれば、県民も納得できる形で活用されていくことを願います。

そこで、改めて伺います。この基金についてどのような基金の創設を検討されているのか伺います。

続いて、九州佐賀国際空港の滑走路延長及び平行誘導路整備についてです。

駐屯地が来年七月の開設に向けて整備が進む一方で、県においては空港の発展を目指し現在の二千メートルから二千五百メートルへ滑走路の延長に向けた取組をされていると存じます。そして、佐賀空港にまだ設置されていない平行誘導路整備も併せて実施する必要があるとして知事から中谷防衛大臣へ提案がされたこと、そして、大臣からも全面的に協力されるとの御返答をいただいたと聞いております。

駐屯地開設後、自衛隊機の年間離発着回数は約一万七千回と見込まれており、平行誘導路の役割も大変大きいと思うことから、今回の滑走路延長と平行誘導路整備について、県と国双方にメリットがあるのでないかと言えらると思えます。

九州佐賀国際空港が民間空港として発展していくこと、そして、国防を担う陸上自衛隊駐屯地と共有する空港として、県民に寄り添った運営をされていくことに期待しているところであります。また、県が策定している「佐賀空港がめざす将来像」を実現するためにも欠かせない事業であると認識しています。

そこで、次の点について伺います。

まず、滑走路延長の進捗状況と今後の予定についてです。

滑走路延長の進捗状況は現在どうなっているのか、また、今後はどのような予定で取り組まれていくのか伺います。

次に、平行誘導路整備の必要性と今後の取組についてです。

県は、平行誘導路の必要性をどのように認識されているのか、また、今後の取組はどのようにされていくおつもりなのか伺います。

次に、横断歩道橋についてです。

横断歩道橋とは、主に交通量が多い道路をまたいで架けられる橋であり、車両と横断歩行者等との交通事故防止を図るために設置される交通安全施設であると理解しています。県内の県管理道路においても特に小学校付近や四車線道路など交通量の多い箇所が目につくのではないかと思います。

横断歩道橋は徒歩で通学できる元気な子供たちにとっては、横断時の交通事故を防止し、安全に道路を渡れるという効果がある一方で、高齢者や障害を持たれている方々にとっては、身体的、体力的な理由で利用がしづらく、迂回を余儀なくされるという一面もあり、最近ではほとんど利用されない横断歩道橋もあるのではないかと思います。

横断歩道橋の大部分は、我が国の高度経済成長期に自動車利用化が加速度的に増加したことで、交通事故が多発し、社会問題となることで歩行者の交通安全の確保や自動車交通の円滑化を目的に建設されました。そして、近年では老朽化が問題となっているのが実情です。

例えば、佐賀市の八戸交差点に架かっている横断歩道橋は塗装塗り替え工事のため現在も歩行者が利用できないものとなっています。また、この八戸交差点の横断歩道橋の下には横断歩道がありますが、自転車専用であることから当然歩行者は利用できません。よって、道路を渡るには横断歩道橋を利用するほか選択肢はありません。しかし一方で、こちらの横断歩道橋を実際に利用している歩行者は最近では少ないと思いません。

県管理の横断歩道橋は、現在県内に三十基程度あると聞いていますが、そのほとんどが昭和四十年代に設置されたものであり、老朽化対策を進

める必要もあります。

そこで、県内の横断歩道橋について利用者が見込める箇所ではそのまま使い続けるのか、使い続けるのであれば、誰もが利用できるよう、例えば、エレベーター等を後づけして修繕するべきなのか、一方で利用者が見込めない箇所でも修復を続けて放置をするのか、または完全に撤去をするのか、いずれかを選択するにしても多額の予算が必要になってくることも事実であり、今後新たにガイドラインの設定や横断歩道橋の在り方自体を検討すべき時期に来ているのではないかと考えております。

そこで、次の点について伺います。

まず、設置状況についてです。

県では現在、横断歩道橋をどのような場所に設置しているのか伺います。

次に、管理状況についてです。

県が管理する横断歩道橋も老朽化が進んでいるのが現状だと思います。そこで、県では現在、管理にどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、維持管理の在り方についてです。

これまで交通事故防止や渋滞緩和に貢献してきた横断歩道橋ではありますが、今後の社会情勢や周辺状況の変化などに合わせて柔軟に見直し、時代に即した対応を講じていくことが重要です。高齢者の割合が増えていくことを踏まえ、横断歩道橋が必要であれば必要な整備があると思います。同時に、利用者が見込めない不必要な横断歩道橋は、補修を今後続けて維持をしていくべきか、もしくは撤去すべきかどうかを検討すべきだと思います。

そこで、横断歩道橋の維持管理に対する県の考えを伺います。

最後に、離島留学、山村留学についてです。

県内の離島や中山間地域では、自発の地域づくりの一環として、地域の学校に県外や校区外から子供たちを受け入れる離島留学、山村留学に取り組まれています。

私自身、長らく佐賀市の北山東部小学校で取り組まれている、「やまばと山村留学」実行委員会の顧問を務めていることもあり、地域行事の参加をはじめ、地域の里親の方々、そして子供たちとの交流を定期的に行ってきました。

また、六月議会での地域交流・県土整備常任委員会の現地視察では、唐津市の離島である高島を訪問し、留学生や寮母さん、そして先生方とお話しし、離島留学の取組についても拝見したところでもあります。

離島留学、そして山村留学は、それぞれの地域の方々の地元愛に支えられ、雄大な自然と苛酷な環境の中で、自発の地域づくりはもちろん、地域と学校が一体となった様々な取組によって、子供たちを大きく成長させているのは間違いのないことだと実感しているところです。

地域の方々は、地域を挙げて子供たちや家族留学で来られた方々を温かく受け入れられています。そして、みんなで学校を支え、盛り上げようとする熱い思いにあふれ、地元の方々と留学生との深い絆が構築できる環境があります。よって、離島、そして山村留学先には、力強く生き生きと生活し、学校に通っている子供たちの姿があります。

今後も県としては、これらの地域にしっかりと寄り添い、離島や中山間地域の特色を生かした、すばらしい教育の取組である離島留学や山村留学を見守り、支えていただきたいと思います。

そこで、次の点について伺います。

まず、離島留学、山村留学に対する知事の思いについてです。

これまで知事は、離島や中山間地域への振興に取り組み、強い思いもお持ちだと思えます。

そこで、離島留学、山村留学に対する知事の思いを聞かせていただきたいと思えます。

次に、これまでの県の関わりについてです。

県ではこれまで、離島留学、山村留学にどのように関わってこられたのか伺います。

最後に、今後の取組についてです。

離島留学、山村留学の取組が今後も継続していけるよう取り組んでいただきたいと思えます。

子供たちは親元を離れ、厳しい環境の中で力強く成長しています。佐賀県らしいこれらの特色ある教育を、県だからこそできる支援や取組で末永く見守っていただきたいと要望いたします。

そこで、県として、今後どのように取り組まれていくおつもりなのか伺います。

以上、一般質問を終わります。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ青木一功議員の御質問にお答えします。

まず、佐賀駐屯地（仮称）開設に向けた私の思いについてであります。平成二十六年七月の防衛省からの佐賀空港の自衛隊使用要請以来十年余りを経て、来年六月末までに佐賀駐屯地が完成し、佐賀空港の自衛隊使用が始まる予定となっております。平和な社会を守り、国民、県民の生命と財産を守るためにも国防は重要であり、国防の負担は国全体で分担し、分かち合わなければならぬと思えます。

平成二十七年十月、当時の中谷防衛大臣から、米海兵隊の利用要請の取り下げ、民間空港としての発展、漁業者に影響を及ぼさないことを確認できたことが、その後の県の判断、漁協の判断、駐屯地整備へと至る道のりの原点となったと考えております。

そこから九年間、県議会で様々な意見をいただきながら、一つ一つ丁寧に積み重ねてきたことが今に至っている、今に生きていると私は考えます。

引き続き、民間空港としての使用、発展に影響を及ぼさないことを大前提に、防衛省と向き合っていきます。

オスプレイの安全性についてですが、飛行の安全は何より大切であり、防衛省も同じ考えであります。何事も絶対に安全ということはなく、何か起きたときには一つ一つ丁寧に対応することが大切です。防衛省に対しては、安全性について常に追求し、説明責任を果たすように求めてまいります。

駐屯地についてお答えします。

駐屯地の整備後は、最終的に約七百人から八百人の隊員とその家族が移り住んでくることになるかと聞いております。陸上自衛隊は全国各地に約百六十の駐屯地を開設しておりますが、私もこれまで様々な駐屯地のある地域を見てまいりました。それぞれの地域では、駐屯地祭りや様々なイベント、防災、防犯の連携、そして地域行事への隊員の参加など、地元との信頼関係が築かれております。佐賀駐屯地もそのように地域に愛され、頼られる存在になってほしいと願っております。

今後とも、防衛省には、地域とのコミュニケーションを図りながら、引き続き一つ一つ丁寧な対応を行っていただきたいと考えています。

次に、離島留学、山村留学についての私の考え方であります。

私の娘は小学六年生のときに、人口僅か千三百人ほどの群馬県上野村へ山村留学に旅立ちました。廃校跡で暮らしながら地域の人たちと交流し、お一人お一人にきめ細かく大切にいただきました。骨太な子供に成長して帰ってきて、成章中学校の一年生となりました。

知事として、唐津の七つの島に二十七回訪問しました。島の学校を訪れ、子供たちが島で楽しく学び、笑顔や笑い声が島に元気を与えていることを現場で実感しております。

山村留学や離島留学は心からすばらしいと思いますし、多くの方に分かってほしいと思います。大切に育てていきたい、かけがえのないものであります。小規模校というのは、マンモス校と違って、子供一人に圧倒的に多くの先生の目が行きます。よく少人数数学級の話がありますけれども、その最たるものであります。例えば、唐津市の加唐小学校は子供五人に先生五人です。まさにマンツーマン教育で、まるで家庭教師のように先生と接する時間が多く、一人一人、本人の学習に応じて熱い教育を受けることが可能です。また、受け入れ校の地元の子供たちにとっても、友達が増え、新しい刺激にもなり、プラス面は多いものです。このように島や山の学校はすばらしい教育環境が施されておりまして、子供たちのために心からよいと思っています。ひいてはそれが地域のためにもなります。

離島留学や山村留学は、島の学校、山の学校だからこそできる、島や山という環境を生かした自発の地域づくりの代表例であります。離島留学、山村留学のように住民の皆さんが地域のすばらしさに気づき、自ら知恵を出し合いながら地域づくりに取り組むことで地域への愛着や誇り

が深まっていきます。

島の皆さんが平成二十九年から主体的に始めた離島留学は、七年前は二つの島で五名だったものが、今では四つの島で十四名と広がっております。佐賀市の北山東部小学校は、平成六年から三十年以上にわたって百十五名もの子供たちを受け入れてこられました。まさに佐賀の誇るべき学校なのであります。元気に活動し、成長する子供たちの姿を見ることで、地域の皆さんはその取組のすばらしさを実感されております。

今後とも、子供たちを大きく成長させ、その地域に住んでいる方々を元気にする離島留学や山村留学を、地域の皆さんの思いに寄り添いながらしっかりと支え、充実させていきたいと考えています。

◎平尾政策部長 登壇Ⅱ私からは、佐賀駐屯地（仮称）について二点お答え申し上げます。

まず、一点目の駐屯地工事の進捗状況と今後のスケジュールについてでございます。

佐賀駐屯地の工事につきましては、オスプレイの移駐に最低限必要な工事、それとその他の工事、この二つに分けて実施をされております。

オスプレイの移駐に最低限必要な工事、これにつきましては来年六月までに完成、また、その他の工事につきましては、オスプレイに最低限必要な工事の完成後の令和七年七月に着工を予定し、工事の完了時期は未定となっております。

現在行われている工事でございますけれども、昨年六月の着工から約一年半が経過をしております。現在は八階建ての隊庁舎や格納庫、管理棟、燃料タンクなどの建設工事が進められているところでございます。

次に、今後のスケジュールでございますけれども、九州防衛局からは

予定どおり工事が進捗しており、来年六月末までにはオスプレイの移駐に必要な工事を完了し、その後、佐賀駐屯地（仮称）の開設、木更津駐屯地に暫定配備をされているオスプレイ十七機の移駐が行われるというふうに聞いております。

続きまして、有明海漁業の振興と補償のための基金についてでございます。

平成三十年八月に県と防衛省との間で確認をいたしました合意事項の内容の一つに、有明海漁業の振興と補償のための基金の創設がございます。

具体的な内容としては二つあります。防衛省が支払う着陸料収入を基にして、一つが有明海の漁業振興事業、もう一つが駐屯地の運用に伴い生じた漁業被害等に関し、国による補償が行われるまでの間の必要な費用の無利子での一時立て替えに充てる、こうした基金とすることを考えております。

有明海の漁業振興事業につきましては、有明海漁協の主体性を尊重し、幅広く対象とすることと考えております。また、国の補償等が行われるまでの一時立て替えにつきましては、基金から有明海漁協に対しまして、資金の無利子貸し付けを行うことを想定しております。

さらに基金の創設当初は、造成額が少ないため、場合によっては補償等の一時立て替えの額が不足することも考えられます。不測の事態に対応できるように、基金の積立時に県の一般会計から一定額を追加して基金に積み立て、後年度において分割して返還していくような仕組みを検討しているところでございます。万が一の事故等による漁業被害への不安が少しでも解消できるよう、さらに検討を進めていきたいと考えてお

ります。

引き続き、有明海漁協等と意見交換をしながら、令和七年度の基金創設に向け、二月議会に必要な議案を提案できるよう準備を進めてまいります。

私からは以上でございます。

◎引馬地域交流部長 登壇 Ⅱ 私からは、大きく二点、九州佐賀国際空港の関連と、離島留学、山村留学についてお答えをいたします。

まず、空港の関係、滑走路延長の進捗状況と今後の予定についてでございます。

環境影響評価でございますが、昨年四月に着手をいたしましたので、四段階のうちの二段階目である方法書、こちらの作成が終了いたしております。現在、三段階目である準備書、これの作成に向けて現地調査を実施しているところでございます。今後、調査結果を基に環境に与える影響を予測、評価いたしまして、準備書の作成に入ることとしております。

また、認可取得に向けて、航空局との協議も継続して実施をいたしております。令和十五年度までの供用開始に向けて取り組んでまいります。

次に、平行誘導路の整備の必要性と今後の取組についてでございます。

来年七月に予定されている自衛隊駐屯の開始も重なり、滑走路を使用する航空機が増加するわけでございます。全ての航空機の円滑な運航、これを可能とする平行誘導路の整備が望ましいと考えております。防衛省とも連携して取り組んでまいります。

また、滑走路延長と平行誘導路でございますが、有明海における漁業者の皆様への影響を考慮いたしますと、同時の工事が望ましいと考えております。引き続き、具体的な協議、検討を進めていきます。

続きまして、大きく二点目の離島留学、山村留学でございます。

まず、これまでの県の関わりでございます。私自身、東京から佐賀に参りまして、ふだんから地域に入っている私ども地域交流部の職員と共に本年六月、高島の小学校や留学生の寮の訪問をはじめとしまして、唐津市の七つの離島を歩いて回りました。島の皆さんと地域の課題や、今頑張っておられること、大変たくさんお話もさせていただきました。

とりわけ、学校がある島において、子供たちの元気な挨拶が響いて、島の皆さんも子供たちがいることで島が生き生きと元気であり続けているといった声が大変多く聞かれました。私も心から実感をいたしました。私にも小学校に上がる前の四歳の娘がおります。残念ながら、妻と共に東京に残しております。ちよつと自分ごとで恐縮なんです、島つながりで申し上げますと、東京生まれ東京育ちの娘の海水浴デビューはここ佐賀県でございます。私たち家族にとっては夏のたった一日の出来事であったわけですが、東京の都心の大変狭い保育園の庭にあるビニールのプールにいつも入っている娘が大変笑顔いっぱいございました。何よりもそれを見ている妻の笑顔も私、大変忘れられません。こういった経験をさせていただいたわけであります。

話を戻しますと、島の学校でございます。東京の大規模校にはない伸び伸びとした、そして、地に足がついた教育環境が根づいていて私は思っております。地域が盛り上がっていくためには行政が主導するのではなく、まずは地域の皆さんがみなで知恵を出し合い、自発的、そして主体的に取り組む、この佐賀県がずっと取り組んできた自発の地域づくりが、やはり大切なんだなあと実感を持って思っております。

特に高齢化、人口減少が著しい中山間地、離島といった地域が有する

課題には、やはり一つ一つ丁寧に向き合うことが重要でございます。現場の声を直接吸い上げる仕組みとして、平成二十八年五月、御案内のとおり「佐賀県中山間地・離島・県境振興対策本部」、これを設置して、県の中では組織横断的に自発の地域づくりを応援してまいっております。県職員はふだんから地域に入り、地域の皆さんに顔と名前を覚えてもらい、そして、気軽に相談できる関係性を築くことを第一に心がけ、地域振興に取り組んでおります。

これまでの県の関わりということで、特に離島留学、山村留学は、子供たちの笑顔や笑い声を絶やしたくない、すばらしい環境で子供たちが学び、元気に育ってほしいといった声から地域主体で始まった取組でございます。

県といたしましても、平成三十年、まず私ども地域交流部内に離島留学、山村留学に関する相談窓口を設置して、以降、定期的に地域にも入らせていただき、実情とニーズを踏まえながら取組を支えてまいりました。

次に、今後の取組でございます。

この離島留学、山村留学は、島や山というすばらしい環境を生かした自発の地域づくりの何よりも大切なピースだと思っております。留学生と地域の皆さんとの交流が生まれることで、留学後の第二のふるさとづくり、また、将来的な移住など地域のさらなる盛り上がりにもつながってまいります。

県としては、引き続きとことん地域に入り、お声をお聞きし、これまで築いた地域の皆さんとの信頼関係で、離島留学や山村留学をはじめとした自発の地域づくりをしっかりと支えてまいりたいと思っております。

そうしたことはやはり大きな力につながり、やがて土地に根を張り、息の長い取組になっていくんだと思っております。

私からは以上でございます。

◎横尾県土整備部長 登壇 Ⅱ 私からは、横断歩道橋について三点お答えいたします。

まず、横断歩道橋の設置の状況についてでございますが、横断歩道橋は、主に小学校周辺での通学路など多くの道路の横断が見込まれる場所、そして、四車線道路といった道路横断に時間を要する場所、また、右折とか左折の交通量が多い信号交差点において、右左折車による横断車の事故が多発するおそれのある場所、また、複雑な交差点で横断者にとつて著しく危険とみなされるような場所、こういった場所に設置しているところでございます。

県が管理している横断歩道橋は、県管理の国道で十七カ所、県道で十三カ所、合わせて三十カ所ということになってございます。

次に、管理の状況についてでございます。

県が管理する横断歩道橋の多くは建設後五十年を超えるものが全体の約半数、十五橋となっております。このため、計画的な維持管理を行うということ、橋梁やトンネルなどの道路の重要構造物と同じように、五年に一度の定期的な点検を実施し、早期の対策を講じる長寿命化修繕計画を策定したところでございます。

この計画に基づきまして、早期対策が必要と診断された十九カ所のうち七カ所は塗り替えや部材の補強などの対策を完了しております。現在四カ所で対策を実施中でございます。残る八カ所についても順次対策を講じていく予定としております。

最後に、維持管理に対する県の考え方についてお答えいたします。

横断歩道橋のような道路の重要構造物は適切に維持管理されなければ、横断者の安全な通行が確保されないということだけでなく、またさらに横断歩道橋の下を通過する車両への落下物による被害の可能性も想定されます。このため、長寿命化修繕計画の点検結果に基づいた補修を行うていく必要があるというふうに考えております。

ただ一方で、建設時点からも相当な期間が経過するという事によつて、社会情勢、周辺環境も変わっております。例えば、バイパス整備により車両の通行量が現道のほうは減つたりとか、少子化による学校の統廃合で歩行者が減少する事とか、高齢者の方は横断歩道橋をなかなか利用しづらいですとか、こういった利用環境の変化も踏まえて横断歩道橋そのものの必要性についても検討する必要があるというふうに思っております。

具体的な対応の事例といたしましては、佐賀市の国道二百六十四号と佐賀川副線の片田江交差点になりますが、ここは以前、片田江歩道橋というのございました。ただ、ここは利用者数が減つただとか、歩道橋の基礎が歩道の中にあつて、そこが歩行に邪魔になつて自転車が車道を行くだとか、そういった状況もあつたり、自治会からの要望等もあつて廃止をしたところでございます。また、富士町の国道三百二十五号では内野横断歩道橋というのございましたが、富士南小学校が閉校したということで、これも廃止したということでございます。

また、補修の事例は先ほど議員のほうからお話しました国道二百七号と二百八号が交差する八戸交差点になりますが、ここは利用者が少ないという御指摘ありましたが、ここは通学路となつておりまして通

学路としての利用もございます。また、横断歩道橋がないと、下を横断歩道として使うと、やっぱり信号でその区間、右折車左折車が通行できないということ、四車線の交通量の多い交差点で渋滞が発生すると、そういったことも踏まえて交通安全上必要であるということで、現在補修を行っているということでございます。

県といたしましては、こういった社会情勢の変化、周辺環境の変化も捉えながら、引き続き長寿命化計画に基づきまして維持管理に努めてまいります。

私からは以上です。

◎議長（大場芳博君）　これで本日の日程は終了いたしました。

あす五日は、一般質問、請願上程、議案及び請願の委員会付託を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後四時五十一分 散会

速記者 竹澤理恵